

第6次玉城町総合計画

(案)

目 次

第1部 計画の策定にあたって	1
第1章 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 総合計画の位置づけ	1
(3) 計画の構成と期間	2
第2章 計画策定の背景	3
(1) まちの特性	3
(2) 社会経済動向の変化と求められる視点	9
(3) 玉城町の主要課題	11
第2部 基本構想	13
第1章 まちの将来像	13
将来像：『だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城』	
(1) まちづくりの基本的考え方	13
(2) まちの将来像	14
(3) 将来人口	15
(4) まちづくりの目標	17
第3部 基本計画	21
第1章 総論	21
(1) まちづくり戦略	21
(2) S D G s との関係	27
(3) 玉城町教育大綱・行財政経営指針との関係	30
第2章 部門別計画	31
将来目標1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち	31
基本施策 1-1 子育て	32
基本施策 1-2 母子保健	36
基本施策 1-3 保育・学校教育	38
基本施策 1-4 生涯学習・スポーツ	42
基本施策 1-5 文化・芸術	46
基本施策 1-6 人権・共生	48

将来目標 2	みんなが健康で、ともに支え合うまち	51
基本施策	2-1 保健・医療.....	52
基本施策	2-2 地域福祉	56
基本施策	2-3 高齢者福祉.....	60
基本施策	2-4 障がい者福祉.....	64
将来目標 3	良好な環境の中で、安全に暮らせるまち.....	67
基本施策	3-1 防災	68
基本施策	3-2 交通安全・防犯	72
基本施策	3-3 環境保全	76
基本施策	3-4 廃棄物処理.....	78
基本施策	3-5 上下水道	80
将来目標 4	まちの活力を高め、持続的に発展できるまち	83
基本施策	4-1 市街地・住環境	84
基本施策	4-2 道路・河川.....	88
基本施策	4-3 公共交通	92
基本施策	4-4 農林業	94
基本施策	4-5 商工業	98
基本施策	4-6 観光・交流.....	100
将来目標 5	ともにつくる効率的な地域運営のまち	105
基本施策	5-1 住民・事業者・行政との協働.....	106
基本施策	5-2 行財政運営.....	108

第1部 計画の策定にあたって

第1章

計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

玉城町では、令和3（2021）年3月に「第6次玉城町総合計画」として基本構想及び前期基本計画を策定しました。前期基本計画の5年を経て、今回は後期基本計画を策定するものです。

(2) 総合計画の位置づけ

総合計画は玉城町の最上位計画であり、まちの将来像、まちづくりの目標、分野別的基本施策を示します。

分野別的基本施策に基づく具体的な施策・事業は、個別計画に委ねます。各個別計画は、総合計画の施策の方針を踏まえて、計画の策定・見直しを行います。

また、基本施策には住民が担う取組の方針も含んでおり、住民と行政の協働のまちづくりを進めるための指針となるものです。

なお、本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく玉城町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「玉城町教育大綱」や、玉城町の「行財政経営指針」を含めた計画としています。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および別途策定する「実施計画」で構成されています。

①基本構想

基本構想は、玉城町を取り巻く社会経済情勢の変化、近年におけるまちの動きなどを踏まえて、玉城町がめざすまちの将来像と目標を明らかにし、これを推進するための指針を示すものです。

基本構想の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする10年間です。

②基本計画

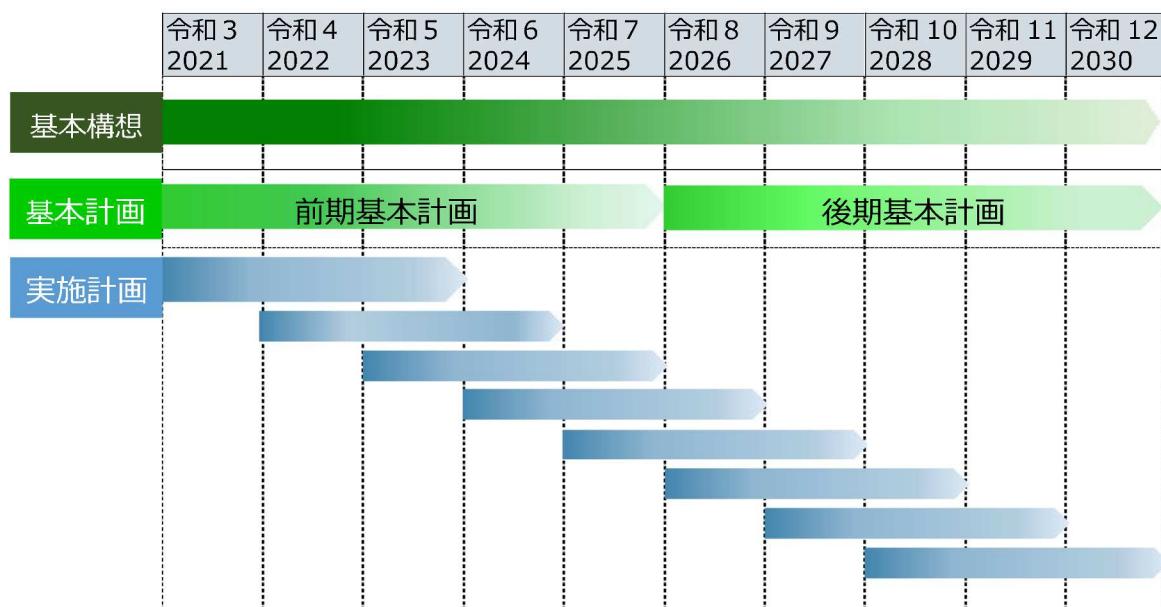
基本計画は、玉城町のまちづくりを進めるための分野別の計画であり、基本構想に示した目標を実現するため、現状と課題および施策の方針を示すものです。

構想期間のうち、前半にあたる令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間を前期基本計画の期間とし、計画の推進を図ってきました。

以降令和8（2026）年度から令和12（2030）年度を後期基本計画の期間とします。

③実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するため、主な事業や実施年度を示すもので、3か年を計画期間として、ローリング方式により毎年度実施状況を検証しながら策定します。



(1) まちの特性

①まちの概況

令和7（2025）年度に町政施行70周年を迎えた玉城町は、三重県の中部に位置し、温暖な気候と恵まれた自然が残っています。

町域は40.91km²とコンパクトなまちで、町の東は伊勢市に、西は多気町に、北は明和町に接しています。

地形は伊勢平野の南部にあり、南部は丘陵地帯となっていますが、多くは平野が広がり、その大半を農地が占めています。

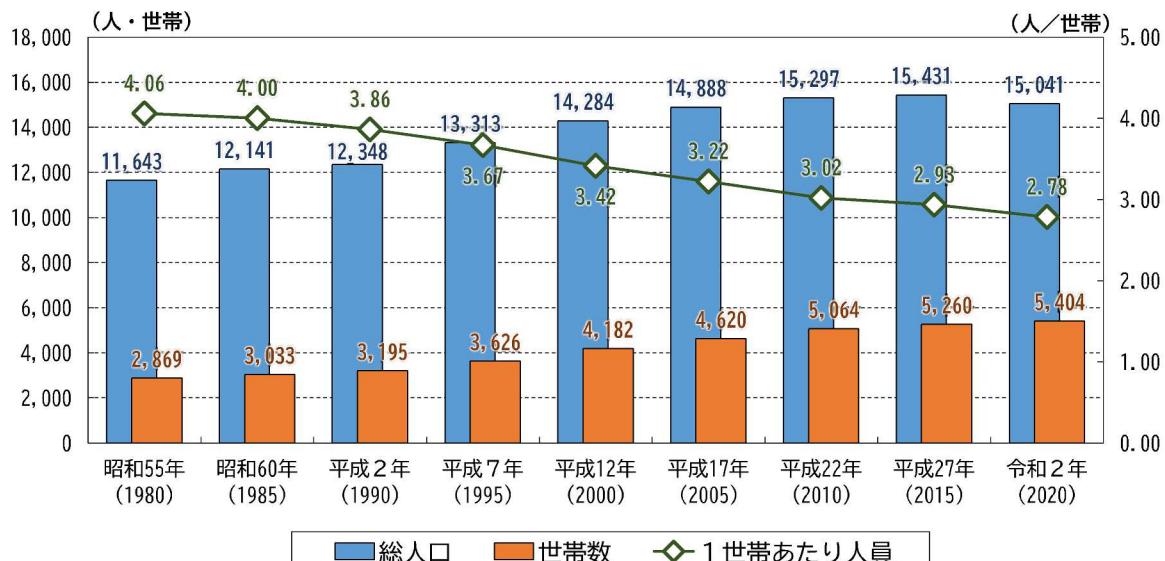
玉城町は古くから伊勢神宮への参宮客が集まる交通の要衝で、北畠親房と北畠顯信によって築かれたとされる田丸城がある宿場町として栄えてきました。

田丸地区、外城田地区、有田地区、下外城田地区のそれぞれの地区では現在も特色のある自治やコミュニティが形成されており、各地区には祭りなどの伝統文化も残っています。

②人口の推移

玉城町の人口は平成27（2015）年の15,431人をピークに、令和2（2020）年では減少に転じています。世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員は減少しています。平成27（2015）年には3人を切り、令和2（2020）年は2.78人/世帯まで減少し、核家族化、単身化が進んでいます。

図表 総人口と世帯数の推移（昭和35（1965）年～令和2（2020）年）



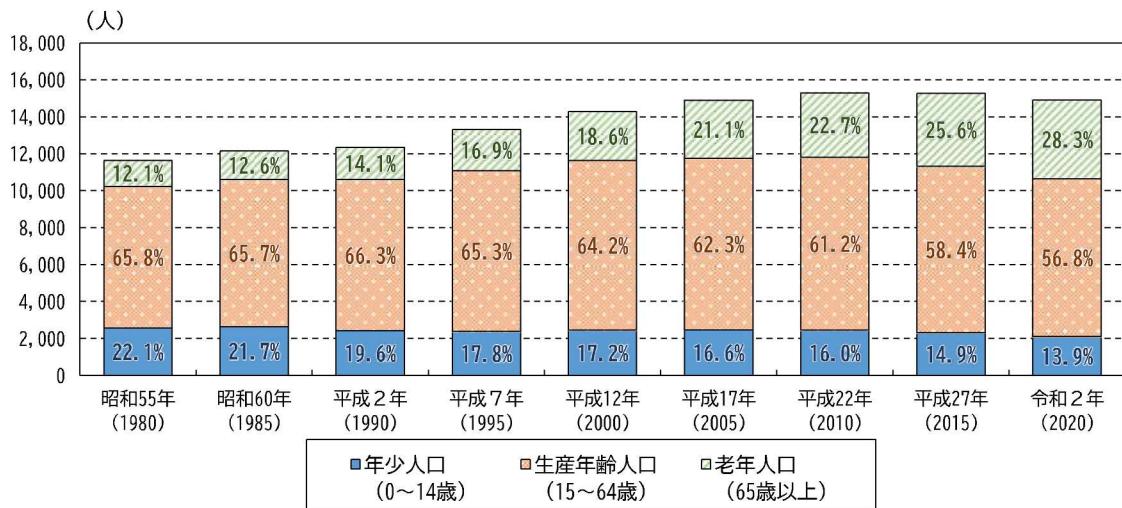
資料：国勢調査（昭和35年～令和2年）

③年齢別人口の推移

玉城町では年々少子高齢化が進展しています。年少人口比率は令和2（2020）年には13.9%まで減少しています。

また、老人人口比率は令和2（2020）年には28.3%まで増加しており、住民の約4人に1人以上が高齢者であり、1人の高齢者を支える現役世代（生産年齢人口）の人数は2.01人となっています。

図表 年齢3区分別人口の推移（昭和40（1970）年～令和2（2020）年）

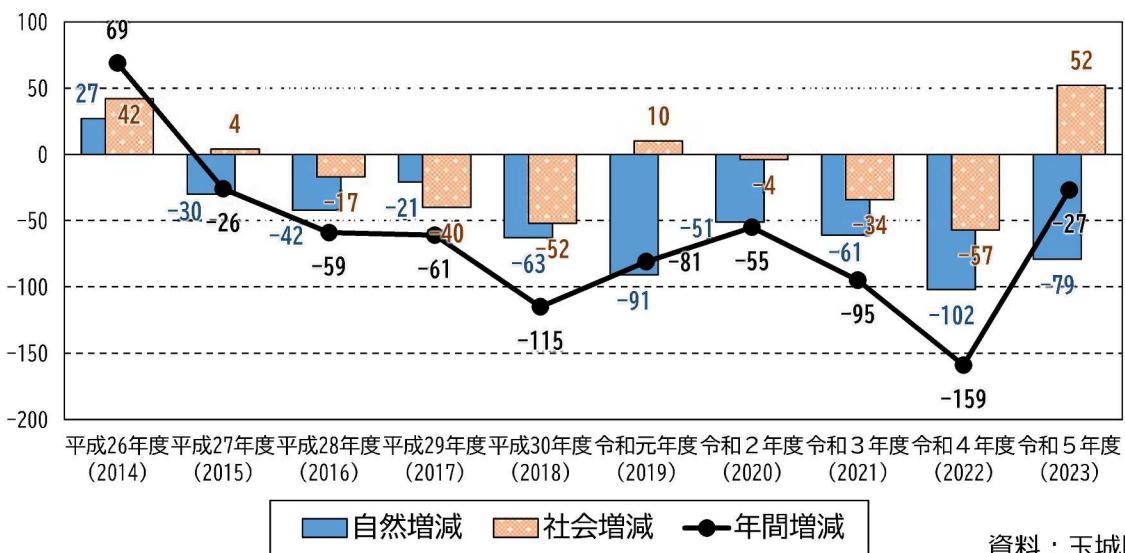


資料：国勢調査（昭和40年～令和2年）

④人口動態

自然増減は、平成26（2014）年度を除き、死亡者数が出生数を上回る自然減が続いている。社会増減は、平成27年度以降は令和元（2019）年度を除き、転出者が転入者を上回る社会減が続いていましたが、令和5（2023）年度には転入者が転出者を上回る社会増に転じています。

図表 自然増減と社会増減の推移



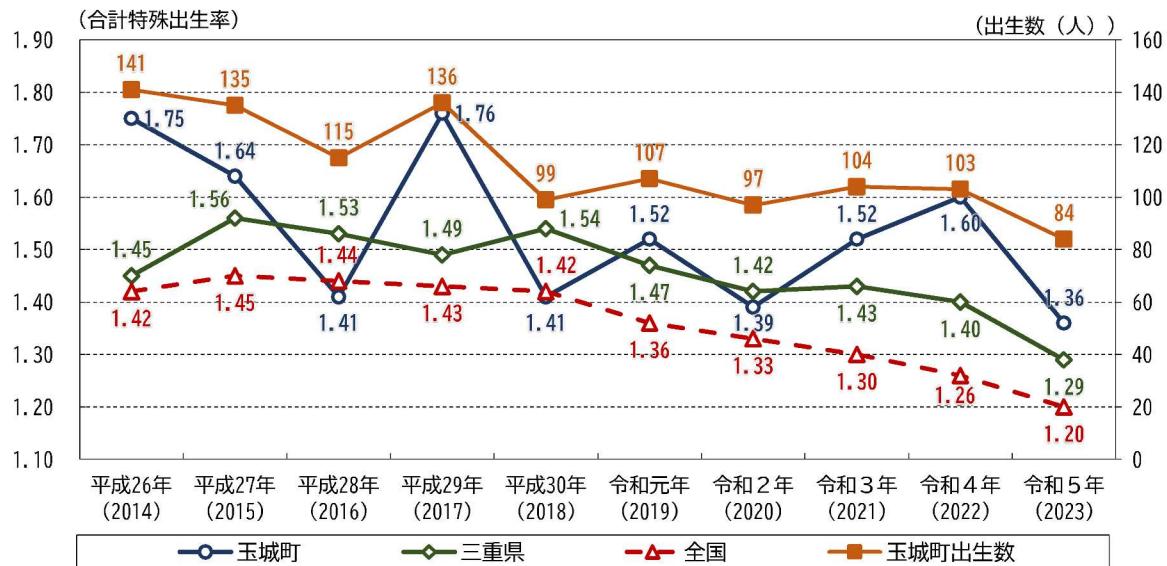
資料：玉城町

⑤出生数

玉城町の出生数は、平成 30（2018）年以降、若干の増減があるものの横ばいで推移しています。

また、合計特殊出生率の推移をみると、令和 2（2020）年に 1.39 と最低値を記録しましたが、令和 3（2021）年は 1.52、令和 4（2022）年は 1.60 と上昇しました。しかし、令和 5 年（2023）は 1.36 と、再び減少に転じています。

図表 出生数と合計特殊出生率の推移

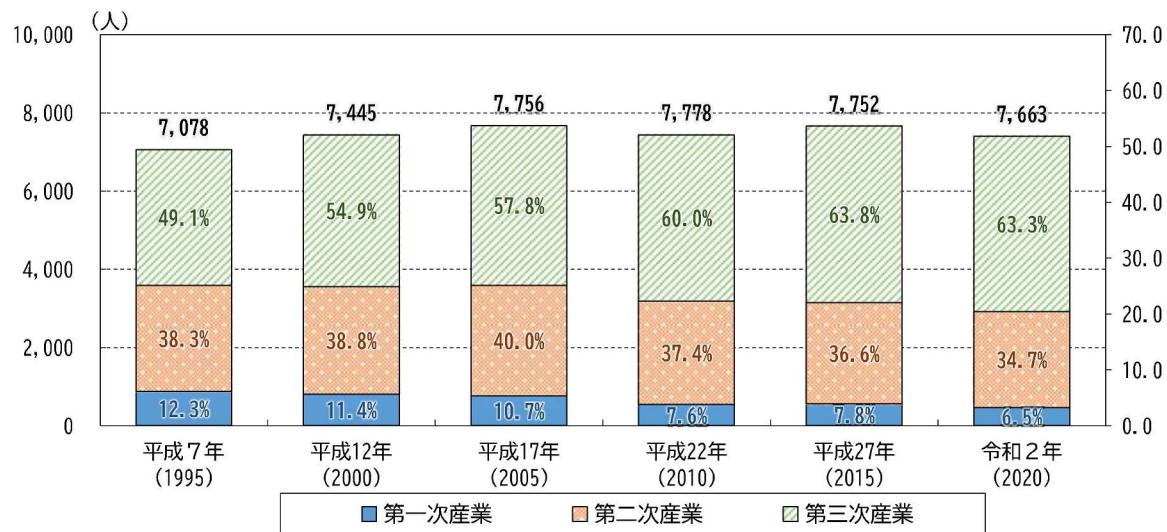


資料：人口動態統計

⑥就業者数

玉城町の令和 2（2020）年の就業者数は 7,663 人で、そのうち第 1 次産業 6.5%、第 2 次産業 34.7%、第 3 次産業 63.3% となっています。第 1 次産業、第 2 次産業の就業者比率は減少傾向にあります。第 3 次産業は平成 27（2015）年まで増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年はわずかに減少しています。

図表 就業者の推移

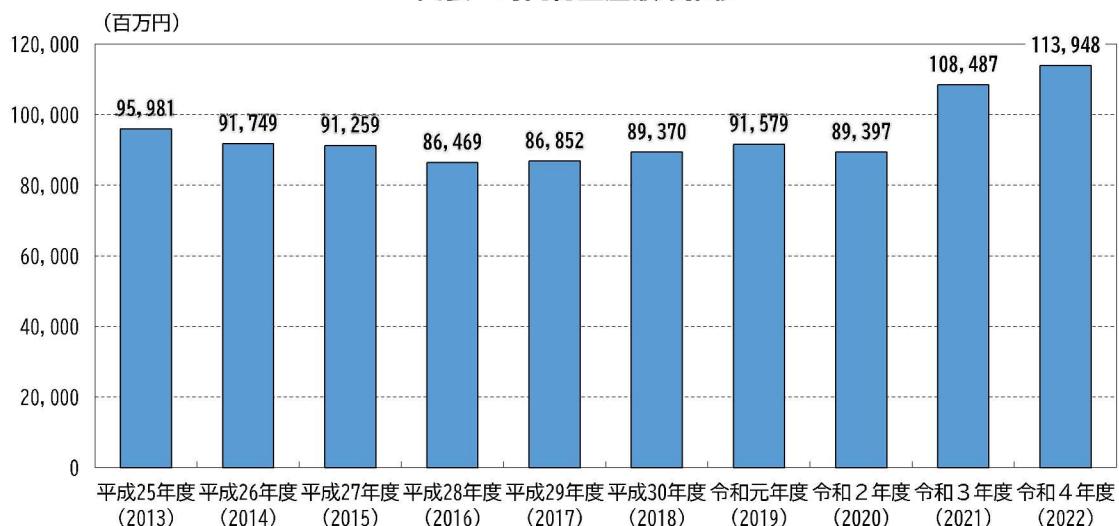


資料：国勢調査

⑦町内総生産額

玉城町の経済活動の規模を見るため、平成 24（2012）年以降の町内総生産額の推移をみると、平成 24 年度（2012）から令和 2 年度（2020）までほぼ横ばいで推移していました。令和 3 年度（2021）には 1,000 億円を超え、令和 4 年度（2022）も引き続き増加しています。

図表 町内総生産額の推移



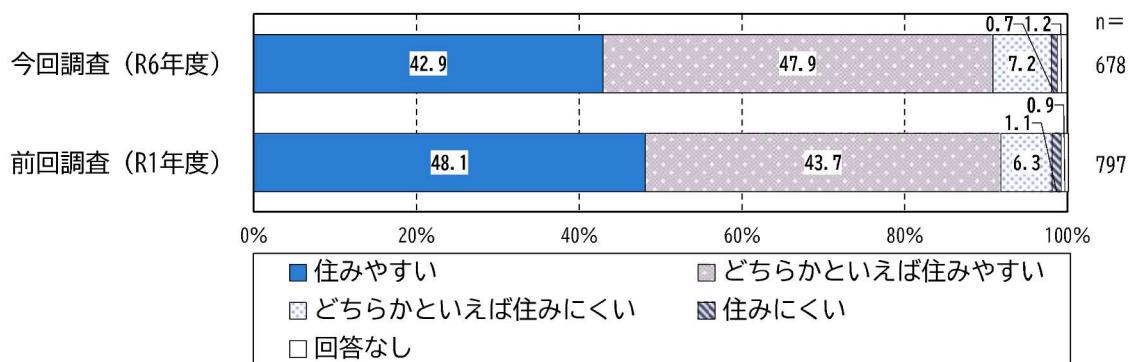
資料：三重県「三重県の市町民経済計算」

⑧住民の意識

令和 7（2025）年に住民 2,000 人を対象に住民意識調査を実施し、678 人（回収率 33.9%）から得られた結果の一部を紹介します。

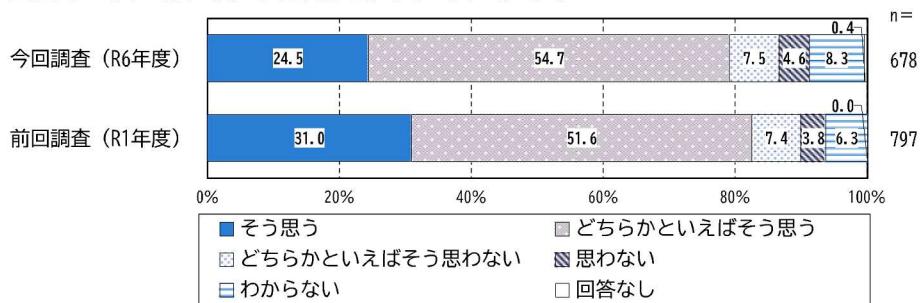
«住みやすさ»

「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて 9 割以上を占めています。



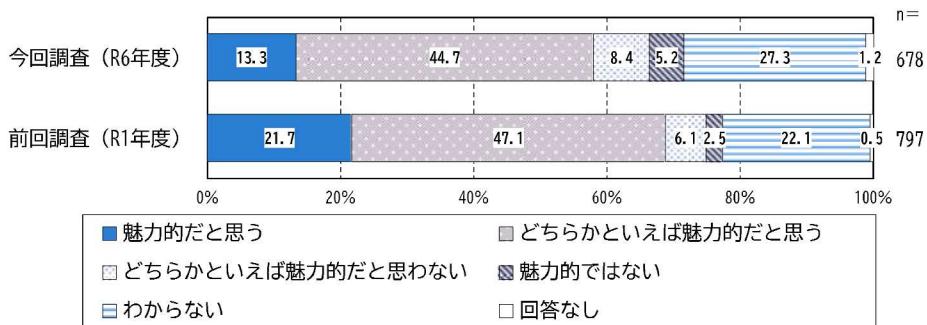
«まちが好きか»

玉城町が好きだ・自慢できるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と思っている人が8割弱を占めています。



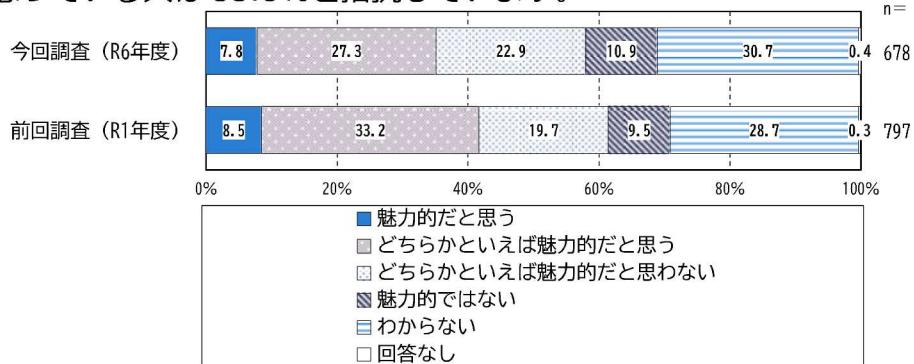
«子育てる場所として魅力的か»

子育てる場所として「魅力的だと思う」、「どちらかといえば魅力的だと思う」と思っている人は6割弱を占めています。



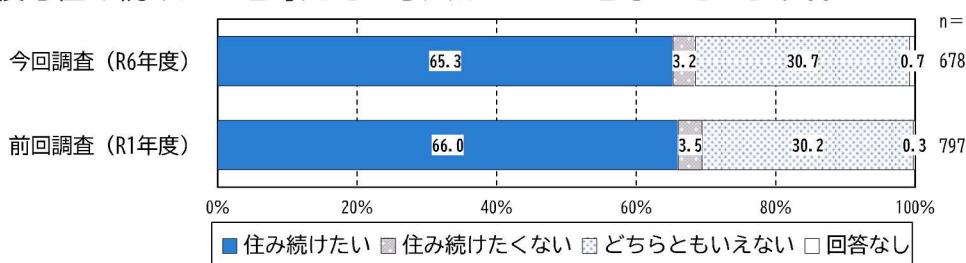
«働く場所として魅力的か»

働く場所として「魅力的だと思う」、「どちらかといえば魅力的だと思う」と思っている人は35.1%、「どちらかといえば魅力的だと思わない」、「魅力的ではない」と思っている人は33.8%と拮抗しています。



«今後の居住意向»

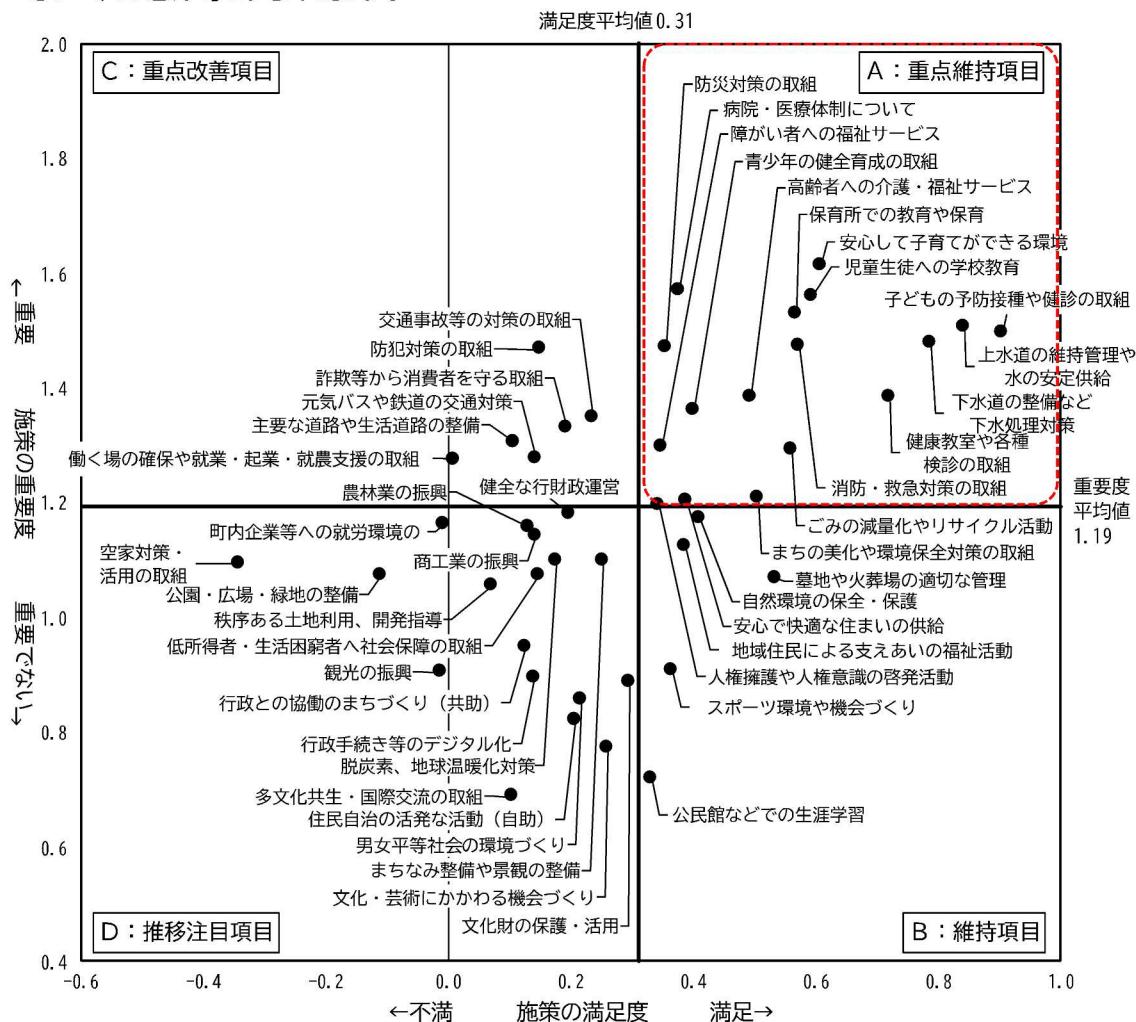
今後も住み続けたいと考えている人は65.3%となっています。



«今後の重要項目»

46項目の施策の中で、満足度が高く、重要度も高いAランクの【重点維持項目】については、住民から高く評価されている施策です。「安心して子育てができる環境」「子どもの予防接種や健診の取組」「保育所での教育や保育」「児童生徒への学校教育」「青少年の健全育成の取組」など子ども・子育てに関わる施策や、「健康教室や各種検診の取組」「病院・医療体制について」「高齢者への介護・福祉サービス」「障がい者への福祉サービス」など医療・福祉に関わる施策など医療・福祉に関わる施策が多くなっており、これらの施策は今後も玉城町の強みとして継続して取り組んでいくことが求められます。また、満足度が高く、重要度が低い「公民館などでの生涯学習」「スポーツ環境や機会づくり」「地域住民による支えあいの福祉活動」「自然環境の保全・保護」「墓地や火葬場の適切な管理」などのBランクの【維持項目】についても引き続き、施策を継続していくことが求められます。

なお、満足度が低く、重要度が高いCランクの【重点改善項目】には「交通事故等の対策の取組」「防犯対策の取組」「詐欺等から消費者を守る取組」「働く場の確保や就業・起業・就農支援の取組」「主要な道路や生活道路の整備」「元気バスや鉄道の交通対策」などがあり、玉城町の弱みとなっている課題であり、改善していくことが求められます。



(2) 社会経済動向の変化と求められる視点

①超高齢社会の進展

我が国は高齢化率が29.3%（令和6（2024）年10月）に達する超高齢社会となっています。令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護ニーズの急増が見込まれ、これに伴う、社会保障制度の持続可能性が危惧されています。

こうした超高齢社会に対応するために、健康寿命の延伸と身体機能の維持・向上、制度・分野の枠を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められます。

②人口減少・生産年齢人口の減少

我が国の出生数は平成28（2016）年に100万人を割り込み、令和6（2024）年には70万人を下回りました。また、出生数の減少により、今後生産年齢人口がさらに減少することが予想され、労働力の減少、消費額の落ち込みなどにより、地域の経済基盤が弱まることが懸念されています。

そうした中、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4（2022）年6月「こども基本法」が公布されました。超高齢社会・人口減少社会にあっても地域の経済基盤を維持するためにも、出生率の向上を目指し若い世代の就業や子育て環境の改善が求められます。

③災害リスクの高まり

南海トラフ地震の発生が予測されているほか、近年、大型台風や集中豪雨による大規模な災害が頻発しており、自然災害に対する不安が高まっています。さらに、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生リスクは今後も想定されます。

このような自然災害や感染症などの危機から安全安心な暮らしを守るために、防災・減災対策の推進、インフラ施設の強靭化、自助・共助の推進、感染症対策など、リスクの軽減対策が求められます。

④都市のスポンジ化

今後、人口減少の進展により、空家や空き地はさらに増え続け、都市のスポンジ化が進行すると考えられます。空家や空き地をそのまま放置しておくと、防災上、防犯上の危険性が高まり、周辺環境の悪化、人口流出をさらに加速させることが予想されます。

こうした都市のスポンジ化を抑制するために、空家や空き地を有効活用して周辺環境を維持・改善する方策などが求められます。

⑤インフラ・公共施設の老朽化

これまで、集中的に整備されてきた道路、橋梁、上下水道、公共施設等の多くが、建設後30年以上経過するようになり、補修修繕、維持管理の費用が急速に増大することが予想されます。

そのため、インフラ・公共施設の効率的な管理システム・手法の導入、インフラ・公共施設の長寿命化、公共施設の統廃合・複合化など、戦略的かつ効率的に維持・更新することが求められます。

⑥A I の台頭と学習環境の整備

令和4（2022）年に大規模言語モデルに基づく生成AIが公開され、デジタル技術の進歩と適用範囲が急速に拡大しています。ビジネスや学術活動に幅広く活用され始め、一部の業務がAIに代替される可能性も指摘されています。

AIの台頭がもたらす変化に対して、自ら考え抜く力や、自分で問を立て自立して学習する能力を身につける必要があります。AI利活用を推進するため、専門家の育成やAIリテラシーの向上を目的としたリスクリング環境の整備が求められます。

⑦多様な人材が活躍する社会の実現

国内の外国人労働者数は令和6（2024）年に約230万人と過去最高を記録しています。労働力不足の深刻化に加え、国際的な人材獲得競争の激化が予想され、外国人労働者の就労環境の整備が求められます。

また、女性や高齢者、障がい者、育児・介護と仕事を両立する人々など、様々な立場の人が働きやすく、地域活動に参加しやすいよう、多様性を尊重しつつ誰もが活躍できる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

⑧SDGsの推進

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成27（2015）年9月に国際連合で採択されました。17の目標と169のターゲットを掲げ、世界規模で国、自治体、企業、住民などが協調して、目標達成に向けて取り組むことが求められます。

⑨地域資源の循環

気候変動の影響により自然災害が激甚化する一方で、世界的には温室効果ガス排出量が依然として増加傾向にあります。加えて、国際情勢の不安定化や電力需要の増加など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、安定的なエネルギー供給の確保と経済成長、脱炭素の実現が課題となっています。

地域においても、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、資源の地産地消による循環型社会の構築が求められています。

(3) 玉城町の主要課題

①子どもの成長を育む環境づくり

玉城町は、子育てしやすい町と評価されて、若い世代を呼び込んできました。妊娠期から出産後、子どもの成長に合わせて途切れのない支援を進めています。

一方、増え続ける保育ニーズに受入体制が追いつかず、待機児童の発生等があり、保育サービスをはじめ子育てと仕事との両立支援の充実が急務となっています。

転入する若い世帯が多いため、地域とのつながりが少ない子育て世代が増えており、こうした子育て世帯を孤立させないために、必要な支援が届く仕組みを構築する必要があります。

地域で生まれた子どもを、次代の担い手として育成するために、子どもの個性や能力を育む教育の充実、地域との連携による子どもの豊かな体験と学び場の充実など、子どもの健やかな成長を育む環境づくりが必要です。

②住民の生きがいづくりと交流の促進

住民の心豊かな暮らしを支える文化・芸術、生涯学習、スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の計画的な更新・維持管理を進め、活動しやすい環境を確保する必要があります。

また、活動参加者が減少していること、若い世代の参加が少ないとから、多世代が参加する事業企画など、多様な世代が参加して、住民同士の活発な交流が生まれる機会を充実する必要があります。

また、町内には多くの遺跡や文化財が存在するほか、田丸城跡の石垣整備が進められていることから、こうした地域の遺跡・文化財を活用した学習機会を充実させ、地域への愛着を育む必要があります。

③安心な暮らしを支える助け合いの仕組みづくり

玉城町では、各地区で「元気づくり会」の活動が展開され、要支援・要介護認定者割合は県平均より低い状態を維持しています。今後も引き続き健診・指導体制や元気づくり事業の充実等による健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と身体機能の維持・向上を促す必要があります。

また、今後確実に増加する高齢者が、いつまでも安心して生活できるようにするため、「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを連携して提供する、地域における支え合い・助け合いの仕組みを構築する必要があります。

同様に、障がい者の自立を促進するために、生活支援サービス、就労機会、相談体制等を充実する必要があります。

④安全な生活環境の維持

玉城町は、比較的災害の危険度は低く、そのために玉城町を選択して転入する人もみられます。しかし、全国各地で豪雨災害が毎年発生するようになっていることから、玉城町においても、治水対策、自主防災活動、防災意識の啓発等、自助・共助・公助の取組の推進により地域の防災力を強化し、自然災害からの安全性をより高める必要があります、そのためにも、自主防災組織の組織化を推進する必要があります。

さらに、自主パトロール活動等交通安全、防犯活動を推進し、安全に暮らせる地域の環境を守る必要があります。

⑤便利で快適な生活環境の維持

生活環境の快適性をより高め、暮らしやすい生活環境を維持するために、ごみの減量化の一層の推進、上下水道施設の計画的・効率的な更新と維持管理による安定的な運営、子どもの遊び場環境の充実などが必要です。

高齢者をはじめ地域の重要な移動手段となっている元気バスは、利用者視点に立って便利な公共交通の一助となるよう利用促進を図るなど、誰もが便利で快適に暮らせる生活環境を充実する必要があります。

⑥産業の持続的発展

玉城町は、農業と工業の生産額が大きく、比較的安定した産業基盤を有していますが、農業と町内の中小企業は、担い手不足に直面しています。産業の持続的発展を図るためにには、最新技術導入による生産性の向上、地域產品のP R・販路拡大等により地域産業の付加価値を高め、産業の魅力を高める必要があります。

地域の産業・文化資源を活用した魅力創出とP Rの推進、観光推進体制の構築を図る必要があります。

⑦自立性と効率性の高い地域運営の実現

玉城町は、健全な財政運営を維持していますが、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による施設の更新費用の増加などから、今後、財政環境は厳しくなることが予想されます。そのため、安定的な財政運営を維持するとともに、新技術等を活用した業務の効率化とサービスの向上を図る必要があります。

一方、地域においては、各種活動の担い手が不足することなどにより、地域課題の解決に向けた活動の停滞が危惧されることから、町内の多様な団体・グループが連携・協力して活動を展開するとともに、活動への新たな参加者を発掘することが必要となっています。

第2部 基本構想

第1章

まちの将来像

(1) まちづくりの基本的考え方

将来に向けてより良い玉城町を実現するために、次のような考え方でまちづくりを進めます。

継承・育成

まちの良さを守り育てる

自然と文化と産業が調和し、安全で快適に暮らすことができる玉城町の良さを今後も継承しながらさらに磨き上げ、将来にわたって玉城町の良さが実感できるまちづくりを進めます。

挑戦・希望

将来の希望につなげる

社会経済環境の変化で将来の不安が高まる反面、新たな可能性も期待できます。玉城町の良さを大切にしながら、常に新しいことにチャレンジし、不安を解消して将来に希望のもてるまちづくりを進めます。

協働・創造

みんなでともに創る

玉城町の良さを大切にしながら、将来の希望が持てる玉城町にするために、住民一人ひとりが「何をするか、何ができるか」ということを考え、みんなで協力しながらともにまちづくりを進めます。

(2) まちの将来像

今後の社会環境の変化に対応しながら、これまでのまちづくりの成果を持続・発展させるまちづくりを進めるために、本計画においても第5次玉城町総合計画で掲げた将来像を継承して掲げます。

だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城

■安心して暮らせるまち

自然災害や犯罪の危険性から守られるとともに、病気になっても、介護が必要となっても必要な治療やサービスが受けられ、誰もが地域の中で不安なく生活できる「安心して暮らせるまち」をめざします。

■元気に暮らせるまち

事業者による活発な産業活動と多様な住民による活発な活動が展開され、世代を超えて誰もが元気に活躍できる、生きがいと活力にあふれた「元気に暮らせるまち」をめざします。

■ふるさととして誇れるまち

身近な地域の自然や歴史・文化に誇りと愛着を感じ、地域を良くしたいという住民の気持ちが集まって、住みやすい魅力的なまちづくりが行われる「ふるさととして誇れるまち」をめざします。

なお、まちの将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を目指す第6次玉城町総合計画の愛称を以下のように設定して、着実に計画を推進していきます。

«第6次玉城町総合計画のキヤッチフレーズ»

ずっと、もっと、笑顔あふれる
まちづくりプラン

(3) 将来人口

令和6年に出された国の推計値（①社人研推計準拠）では、玉城町の人口は急激に減少することが想定されています。

しかしながら、直近の人の動きに基づく推計では、合計特殊出生率が高く推移しても国の推計を下回る状況で推移すると見込まれます。

このため、希望する人がこどもを生みたいと思える環境を整備し、若い子育て世代が玉城町に転入したくなるような取り組みを行い、国の推計にできる限り近づける必要があります。

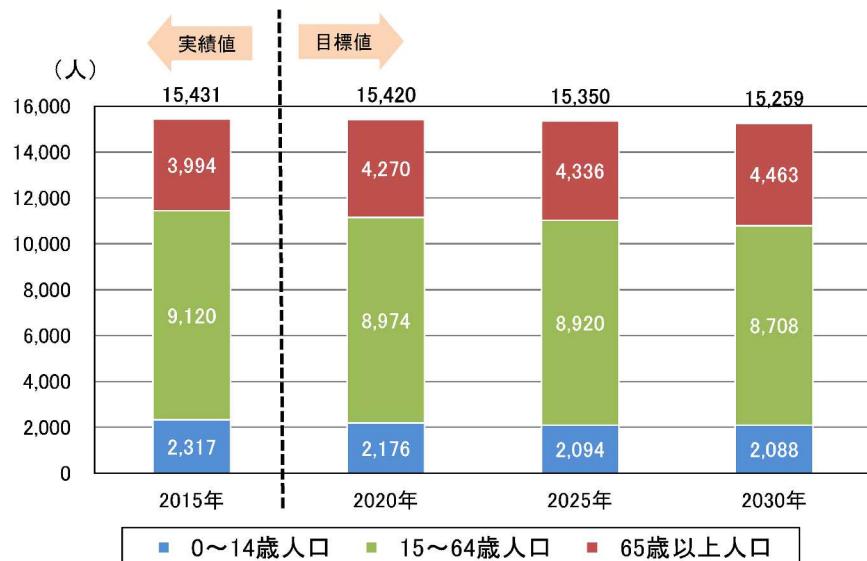


平成 27（2015）年に策定した「玉城町人口ビジョン」では、雇用環境や生活環境の充実、まちの魅力発信などにより、町内からの転出抑制、町外からの転入促進を図るとともに、子育て環境や結婚支援を充実させ、玉城町で産まれることも数を増加させることで、令和 12（2030）年の人口を 15,259 人に、令和 22（2040）年の人口を 15,096 人に、令和 40（2060）年の人口を 14,344 人にすることを展望しています。

この将来人口は国の推計値（社人研推計準拠パターン）よりも令和 40（2060）年までに約 1,500 人の人口減少を抑制することになっています。

本計画においても「玉城町人口ビジョン」に基づき、令和 12（2030）年の将来人口を 15,259 人に維持していくことをめざします。

将来人口（目標値） 令和 12（2030）年 15,259 人



	実績値	目標値		
	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
人口（全体）	15,431 人	15,420 人	15,350 人	15,259 人
0~14 歳人口	2,317 人	2,176 人	2,094 人	2,088 人
15~64 歳人口	9,120 人	8,974 人	8,920 人	8,708 人
65 歳以上人口	3,994 人	4,270 人	4,336 人	4,463 人
0~14 歳人口比率	15.0%	14.1%	13.6%	13.7%
15~64 歳人口比率	59.1%	58.2%	58.1%	57.1%
65 歳以上人口比率	25.9%	27.7%	28.2%	29.2%

資料：実績値は国勢調査、目標値は玉城町人口ビジョンの人口の将来展望

(4) まちづくりの目標

①人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

安心して子どもを産み育てられるように、子育て支援策を充実して子育て世帯を地域ぐるみで支えるとともに、子どもの個性と能力を伸ばす教育を充実し、次代を担う人材を育成します。

また、心豊かな暮らしを支える文化、スポーツ活動が活発に行われ、その中で地域の文化が育まれるとともに、地域に愛着と誇りを持った人材が育つまちをめざします。

②みんなが健康で、ともに支え合うまち

いつまでも元気に暮らすことができるよう、住民の主体的な健康づくりの推進と検（健）診体制及び保健指導の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

地域住民、医療・介護関係者、活動団体、企業、行政などの多様な主体が連携し、支え合い・助け合う仕組みを構築し、誰もが孤立することなく安心して暮らせるまちをめざします。

③良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域の対応力を高め、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全に暮らせるまちをめざします。

上下水道の安定的な運営と緑豊かな環境の保全を図るとともに、ごみの減量化、省エネルギー及び再生可能なエネルギーの普及等の取組を進め、自然と共生した良好な住環境の中で暮らせるまちをめざします。

④まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

良好な住環境の保全を図るとともに、安全で効率的な道路交通環境の整備及び公共交通の利便性の向上を図り、便利で快適な生活ができる環境を形成します。

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、産業の高度化や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちをめざします。

⑤ともにつくる効率的な地域運営のまち

自治区などの地域団体や自主的な活動グループなどの住民の活動を活発にするとともに、地域の課題の発見や解決に向けて、住民と行政が連携して取り組む協働のまちづくりをめざします。

引き続き行政改革を着実に進めるとともに、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化や大災害発生等への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちをめざします。

■施策体系

だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城

①人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

1. 子育て
2. 母子保健
3. 保育・学校教育
4. 生涯学習・スポーツ
5. 文化・芸術
6. 人権・共生

②みんなが健康で、ともに支え合うまち

1. 保健・医療
2. 地域福祉
3. 高齢者福祉
4. 障がい者福祉

③良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

1. 防災
2. 交通安全・防犯
3. 環境保全
4. 廃棄物処理
5. 上下水道

④まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

1. 市街地・住環境
2. 道路・河川
3. 公共交通
4. 農林業
5. 商工業
6. 観光・交流

⑤ともにつくる効率的な地域運営のまち

1. 住民・事業者・行政との協働
2. 行財政運営

第3部 基本計画

第1章

総 論

(1) まちづくり戦略

人口減少が進むなかで、様々な主体と連携しながら、強く、豊かで、町民の多様な幸せを実現できるように「第3期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和8年3月)の施策を、中長期を展望したまちづくり戦略として位置づけ、庁内の各部署が連携して全庁的に推進していきます。

戦略1：多様な働き方や安心して暮らせる生活環境づくり

■ 基本施策

これから進む人口が減少する社会においても、持続可能な地域としていくためには、様々な人がその能力を発揮できるような環境を整えて、地域経済を活性化いくことが必要です。

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが活躍できる可能性を広げ、多様な働き方ができる場を確保します。

また、次世代を担うこどもが生まれ、心身ともに健やかに成長し、その能力を伸ばすことができる学びの機会を提供します。

さらに、結婚や出産の希望が叶えやすい機会や場の提供、共働き・共育てに配慮したきめ細かな子育て支援、サービスの提供等により、子育てしやすい環境をさらに整備していきます。

すべての年代の人が健康で、できる限り自立して生活できるように、医療、福祉、介護、保健が連携し、支援していきます。

人々の暮らしの基本となる生活環境は、豊かな農産物を育む農地や自然環境、ゆとりある住環境、社会インフラ等を適切に維持・管理していきます。さらに、防犯対策が充実し、地域全体で災害に備えた取組を推進する等、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■ 数値目標

指 標	現状値	目標値
	2025 年	2030 年
就業率（就業者／15歳以上人口）	60.2 (2022年)	65
玉城町に住み続けたいと思っている割合	65.3	70

■ 施策内容

1 多様な働く場の確保・創出と働きやすい環境づくり

- ・性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、希望する人が多様な働き方ができるように、事業所と連携して、町内における雇用の創出・拡大を図ります。
- ・若い世代が玉城町内で働きたいと思えるように、職場情報の発信を支援します。

2 結婚、出産の支援

- ・結婚を希望する人が、その希望を叶えられるよう出会いの場や機会を創出します。
- ・男女とも家事分担や共育ができるような意識改革や働き方改革などを進めます。
- ・こどもを持ちたいと希望する人が希望する人数のこどもを妊娠、出産できるように、妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）などの支援を行います。
- ・また、不妊や不育症に悩む人に対して、保険適用外の治療について町独自の経済的支援を行います。

3 子育て支援の充実

- ・地域全体でこどもや子育て家庭を見守り、安心してこどもを育てられるよう支援していきます。
- ・妊娠期から健診、相談等を通じて途切れのない支援を行い、こどもの健やかな成長を見守ります。
- ・保育サービスを提供できる体制を整備し、必要な人が保育サービスを利用できるよう、提供体制を整備・充実します。
- ・それぞれのこどもの特性や個性に合わせて適切な支援を行います。

4 教育の充実

- ・コミュニティスクール等、地域全体で、こどもや学校に関わり、玉城で育って良かったと思えるような取り組みを推進します。
- ・郷土教育を推進し、地域への愛着の形成を図ります。

5 生涯にわたる健康な暮らしの支援

- ・生涯にわたって自立して、健康に過ごせるように、若い世代からの健康づくりを推進します。生活習慣病をはじめとする病気の早期発見・早期治療に取り組めるよう、健康に関する知識の啓発、健康診断の充実を図ります。

6 地域福祉の推進

- ・住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、地域での支え合いや助け合いの意識を高める取組を社会福祉協議会が中心となって進めます。
- ・様々な困難を抱える人が誰ひとり取り残されないように、様々な主体が連携して取り組んでいきます。

7 公共交通の充実

- ・住民の外出ニーズに対応し、利便性の高い移動手段となるように元気バスのあり方や運行方法について、必要に応じて検討します。また、必要な人が利用できるように、利用方法の周知を図ります。
- ・新たな技術を活かした移動手段の導入可能性について情報収集と検討を行います。
- ・既存の鉄道やバス路線の維持、利用促進を図ります。

8 多様な主体によるまちづくりの推進

- ・共働き世帯の増加や雇用者の定年延長、地域の担い手の高齢化等により、地域活動に関わる住民が少なくなっています。このため、これまでのように、環境の美化や地域の支え合い、趣味の活動等が維持できなくなっています。
- ・このため、取組の見直しや参加の仕方の見直し、新たな担い手の確保等の住民活動を支援します。

9 安全・安心な生活環境の整備

- ・地域住民の主体的な防犯、防災活動が持続可能な活動となるよう支援します。
- ・社会インフラの計画的な整備、維持管理を行い、住み続けられるまちづくりを進めます。

戦略2：地域資源の活用と持続可能な地域産業の振興

■基本施策

玉城町は、温暖な気候と豊かな水や環境に恵まれ、多彩で、質の高い農畜産物が生産されており、今後も生産性の向上と高付加価値化及び販路の拡大を推進していきます。

また、町内事業所の高度化や働き方改革、人材確保・育成の支援を図るとともに、町民や町内での起業・創業の支援を通じて地域経済の活性化を図ります。

■数値目標

指 標	現状値	目標値
	2025 年	2030 年
新規就農者（累積人数）	4	8
起業支援セミナー等からの新規起業者数 (累積人数)	31	41

■ 施策内容

1 地域産業の高度化支援

- ・町民の働く場や日常生活に必要なサービスを維持するために、町内の事業所や店舗が事業を持続、発展できるように、DX化やGX化等社会状況の変化に合わせて、高度化できるよう、支援します。

2 新たな産業の創出

- ・地域経済の活性化を図るため、引き続き企業誘致を推進します。
- ・さらに、起業や創業を支援し、地域の稼ぐ力の創出を図ります。

3 特色ある農林業の振興

- ・農業者の施設整備や農業経営を支援し、産地基盤の強化を図ります。農作物の効果的なPR活動やブランド化の推進により、玉城町産の農畜産物の知名度向上、新たな特産物の創出を図ります。
- ・農業の担い手不足に対応して、新規就農者の増加や農業DXを推進します。
- ・「地域計画」に基づく、計画的な農地の保全、整備を推進します。

4 自然環境の保全

- ・玉城町の豊かな自然を保全し、次代へとつないでいくために、学校を始めとした環境教育を推進し、地域の環境美化活動を支援します。

5 脱炭素・循環型社会の推進

- ・地球温暖化対策として、地域の自然や環境を活かした脱炭素の取り組みを推進し、SDGsの目標達成に貢献します。循環型社会の実現に向けて、ゴミの減量化、資源化の推進を図ります。

戦略3：人を呼び込むまちの魅力づくり

■ 基本方針

玉城町は仕事や暮らしやすさ、自然環境にも恵まれた豊かな地域です。このような町の魅力を求めて移住を希望する人へきめ細かく対応し、転入者の増加と住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

また、玉城町に関心を持ち、継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大を目指して、情報発信を充実し、様々な取り組みを進めます。

玉城町の歴史や文化に基づく地域資源の魅力を高め、住んでみたいと思ってもらえるような地域づくりを進めます。

■数値目標

指 標	現状値	目標値
	2024 年	2030 年
社会増減数（転入者数－転出者数）（人）	12	0
町の施策を利用した移住者（累積人数）（人）	10	34
ふるさと応援寄付金額（円）	155,873	150,000

■施策内容

1 移住・定住の促進

- ・人口減少のなか、地域の活力をあげるためにには、地域の魅力を高め、人を呼び込み、移住・定住に向けた取組が必要です。
- ・増加している空家対策と移住促進に向けた空家の活用や、移住支援策の充実等により、特に、若い世代の移住・定住を促進します。

2 関係人口の創出・拡大

- ・玉城町に関心を持ち、町外から応援する組織として「玉城町ファンクラブ」があります。まずは、玉城町を知ってもらい、関心を持ってもらい、訪問してもらえるよう、ファンクラブの会員の増加を推進します。
- ・また、継続的に玉城町との関わりを持つてもらえるように、情報発信やイベントの開催等により関係人口の創出・拡大を図ります。

3 歴史・文化・スポーツの活用

- ・玉城町にある歴史や文化、スポーツ等の地域資源を活用し、玉城町や町民の魅力を高め、「玉城町に行ってみたい」「玉城町に住んでみたい」と思ってもらえるような取り組みを推進します。

4 協働のまちづくり・官民連携・官民共創の促進

- ・玉城町の魅力を高めるためには、行政だけではなく、事業所や町民との連携、共創を通じて取り組んでいくことが重要であり、その体制づくりを進め、取組を推進します。

戦略4：デジタル技術を活用した行政サービスの充実

■基本方針

人口減少社会を迎えるにあたって、デジタル技術を徹底的に活用した取り組みが必要です。国が実施する関連規制や制度の見直しに適宜対応して、行政サービスの向上と利便性の向上を図っていきます。

また、デジタル技術を活用するために担い手の確保、育成を行い、地域社会で広く活用できるよう支援していきます。

■数値目標

指 標	現状値	目標値
	2025 年	2030 年
スマート農・商・工の実現に向けたサポートや観光分野でのデジタルコンテンツ導入数（件）	0	5

■施策内容

- 1 デジタル技術を活用した行政サービスの充実**
 - ・A I やデジタル技術を活用し、行政運営において、業務の効率化を図り、行政サービスの質の向上を図ります。
- 2 デジタル技術の利活用に向けた環境整備**
 - ・人口減少への対応、地域や地域経済の活性化に A I やデジタル技術を活用し、住民のニーズに合わせた行政サービスの向上や利便性の向上に取り組みます。
 - ・行政だけでなく、地域でも活用できるよう社会実装に向けた支援を行います。

(2) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12(2030)年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

総合計画のめざす姿とSDGsの目標との関連は強く、SDGsの目標実現に向けた施策方針、関連する総合計画の施策との関係を示すと、次のようになります。

SDGsの目標と施策方針		関係施策
	1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる <ul style="list-style-type: none"> 低所得者福祉を推進し、すべての住民が健康で文化的な最低限の暮らしが確保できるように支援する。 	2-2 地域福祉
	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する <ul style="list-style-type: none"> 農業を振興し、食糧生産を支援するとともに、将来にわたって農業が持続できるように計画的な土地利用を進める。 	4-1 市街地・住環境 4-4 農林業
	3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する <ul style="list-style-type: none"> すべての住民が心身ともに健康で暮らせるように、疾病・介護予防、健康づくりの推進、適切な医療治療体制の整備、健康的な環境の保全を図る。 	1-1 子育て 1-2 母子保健 1-4 生涯学習・スポーツ 2-1 保健・医療 2-3 高齢者福祉 3-3 環境保全
	4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが等しく質の高い教育が受けられるように学校教育の充実を図るとともに、あらゆる年齢の住民の学習機会を確保する。 	1-1 子育て 1-3 保育・学校教育 1-4 生涯学習・スポーツ 1-5 文化・芸術 2-4 障がい者福祉
	5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う <ul style="list-style-type: none"> 男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の形成を推進する。 	1-3 保育・学校教育 1-4 生涯学習・スポーツ 1-6 人権・共生
	6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心で安定した水を供給するために、水道施設の適正な維持管理を行うとともに、良好な水質を維持するために水源地の環境を保全する。 	3-3 環境保全 3-5 上・下水道

S D G s の目標と施策方針		関係施策
	<p>7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ・再生エネルギーを推進するとともに、住民・事業所の省エネ・再生エネルギーの取組を促進し、持続可能なエネルギーを確保する。 	3-3 環境保全 5-2 行財政
	<p>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業を振興し、地域経済の活性化と安定した雇用を確保するとともに、農林業、観光など地域の資源を活かした特色のある産業を振興する。 	4-4 農林業 4-5 商工業 4-6 観光・交流
	<p>9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発で効率的な都市活動を安定的に支えるインフラの整備・維持管理と進めるとともに、新規産業の立地や既存産業のイノベーションを促進する。 	4-1 市街地・住環境 4-2 道路・河川 4-3 公共交通 4-4 農林業 4-5 商工業 4-6 観光・交流
	<p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の自立を支援するとともに、互いの人権を尊重し、差別のない地域社会を形成する。 	1-6 人権・共生 2-2 地域福祉 2-3 高齢者福祉 2-4 障がい者福祉
	<p>11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心で快適に住み続けられる住環境の整備・保全を図るとともに、車が無くても安全で利用しやすい移動手段を確保する。 	2-3 高齢者福祉 2-4 障がい者福祉 3-1 防災 3-2 交通安全・防犯 3-5 上下水道 4-1 市街地・住環境 4-2 道路・河川 4-3 公共交通
	<p>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量生産・大量消費型社会からの転換を図るために、住民一人ひとりの意識や行動を見直すとともに、環境に配慮した企業経営を促進する。 	3-3 環境保全 3-4 廃棄物処理 4-5 商工業
	<p>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発する集中豪雨など、気候変動に伴う影響を軽減するため、防災対策や温室効果ガスの削減を推進する。 	3-1 防災 3-5 上下水道 3-3 環境保全
	<p>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみや富栄養化などの海洋汚染の防止と海洋資源の保全を図るために、プラスチックごみの削減と河川の水質の保全を図る。 	3-3 環境保全 3-4 廃棄物処理 3-5 上・下水道

S D G s の目標と施策方針		関係施策
 15 陸の豊かさも すこやか	<p>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の自然生態系の保全を図る計画的な土地利用の推進と緑の維持、生態系の持続的な利用を図る農林業の振興を推進する。 	3-3 環境保全 4-1 市街地・住環境 4-4 農林業
 16 平和と公正を すべての人々	<p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力や犯罪から住民を守るとともに、多くの住民が参画する協働のまちづくりを推進する。 	3-2 交通安全・防犯 5-1 住民・事業者・行政との協働
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<p>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けて、町内の住民や各種団体、内外の企業、N P Oなどの多様な主体と連携を図り、それぞれの主体の特徴を活用して補完し合う協力関係を構築する。 	5-1 住民・事業者・行政との協働 5-2 行財政運営

S D G s を実現するための手段の強化をめざすのが「17 パートナーシップで目標を達成しよう」です。行政、住民、民間企業・金融機関、N G O・N P O、教育・研究機関などの多様なステークホルダーが、S D G s の目標実現のために、それぞれの立場で実践するとともに、S D G s を媒介に連携・協働することが重要です。

玉城町においても、庁内の各部署が連携して全庁的に推進するとともに、住民をはじめ、町内外の多様な機関やグループとの連携・協力関係を強化して S D G s の目標実現をめざします。

(3) 玉城町教育大綱・行財政経営指針との関係

基本計画において、玉城町教育大綱及び行財政経営指針に関する施策を以下のように位置づけ、第6次玉城町総合計画が、「玉城町教育大綱」と「行財政経営指針」を含む計画としています。

玉城町教育大綱及び行財政経営指針に関連する基本施策	
玉城町教育大綱	基本施策 1-3 保育・学校教育 基本施策 1-4 生涯学習・スポーツ 基本施策 1-5 文化・芸術 基本施策 1-6 人権・共生
行財政経営指針	基本施策 5-1 住民・事業者・行政との協働 基本施策 5-2 行財政運営

将来目標 1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

基本施策

1-1 子育て

施策のめざす姿

次代を担うこどもたちの権利と利益が最大限に尊重され、こどもたちが心身ともに健やかに生まれ育っています。

誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができます。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
子育てを楽しいと感じている人の割合 (%) ※1	78.8	87.3	88.0
こどもがいても安心して働くと感じている人の割合 (%) ※2	44.4	54.5	55.0

※1：子ども・子育てに関するアンケート調査（2025年3月）就学前児童用調査より

※2：子ども・子育てに関するアンケート調査（2025年3月）就学前児童及び小学校児童用調査より

現状と課題

- 少子高齢化や核家族によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。そのため、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体でこどもを育てていく環境づくりが求められています。
- こどもたちが、社会の一員として尊重され、地域社会全体で、すべてのこどもの心身の健やかな育ちを温かく見守り、支援していくことが必要です。
- 子育てに関する情報が必要な人に届くように情報提供の方法を検討することが必要です。
- 3歳未満児の保育所入所が増加傾向にあることから、受入体制のなかでも、保育士をはじめ専門的な人材の確保が早急に必要です。さらに、保育システムの導入等DX化の推進により、保育士の負担軽減を進めてきました。保育士の確保とともに、研修等による質の向上も求められています。
- 土曜保育や延長保育は取り組んでおり、さらに、病児・病後児保育など多様化する保育ニーズへの対応が必要です。
- 放課後児童クラブの利用希望者が増加しているなか、民間委託による運営が始まり、こどもや親のニーズにあわせたきめ細かい対応が期待されています。また、入所していないこどもも利用ができ、こどもたち同士が交流できる居場所となっています。

- 障がいや発達の遅れのある子どもに対して、成長過程に応じて途切れない適切な支援を行うために、「子ども家庭支援ネットワーク会議」を中心とした、関係機関との連携の強化が必要です。
- 児童虐待の発生件数は全国的にも増加する傾向にあり、発生の防止と虐待を受けた子どものアフターケアが必要です。

施策の内容

(1) 子育て支援サービスの充実

- ① 困りごとを抱える家庭などを出来る限り早期に発見・把握し、支援につなげていくため、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「子ども家庭センター」を設置し、運用します。
- ② 子育てに関してきめ細かな情報提供を図ります。
- ③ 子育て家庭同士が交流できる機会や場の充実を図ります。

【主な事業】

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| ◆ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援タイム「にこにこ」） | ◆ 子育て支援ネットワークの確立 |
| ◆ ファミリーサポートセンター事業 | ◆ 親子関係形成支援事業 重点 |
| ◆ 利用者支援事業 | |
| ◆ 子育てに対する経済的支援 | |
| ◆ 子育て世帯訪問支援事業 重点 | |

(2) 保育サービスの充実

- ① 保育所入所待機児童の解消を目指して通常の保育サービスの提供に加え、一時預かり保育や病児・病後児保育等の潜在的なニーズに対してきめ細かに実施できる体制を整備します。
- ② 児童数の変化など保育需要の動向を踏まえながら必要な施設整備を検討します。
- ③ 保育ニーズの変化に対応するため、DX化の推進による保育所業務の効率化を図ります。
- ④ 放課後の文化活動、安全な居場所の提供を図るため、民間と連携し放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受け入れ態勢を維持します。

【主な事業】

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ◆ 保育所の一時預かり事業 重点 | ◆ 病児・病後児保育事業 |
| ◆ 保育士の資質や専門性の向上 | ◆ 保育業務の効率化事業 重点 |
| ◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | |

(3) 途切れのない療育の推進

- ① 必要に応じて療育につながるように支援し、保育所、小学校、中学校へと途切れのない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。

【主な事業】

- ◆ ぴょんぴょん教室
- ◆ こども相談・言語相談事業
- ◆ 保育所や小・中学校等の関係機関との連携強化

(4) こどもの人権擁護の推進

- ① こども自身や保護者をはじめとした大人も、子どもの権利に関する理解を深められるよう、周知・啓発を行います。
- ② 「こども家庭支援ネットワーク会議」で関係機関等が連携して情報の共有を図り、保護の必要な児童や家庭の早期発見・早期対応を行います。
- ③ 虐待を受けたこどもだけでなく、保護者や家庭環境などを含めた包括的な相談支援体制を整え、児童相談所・警察等の専門機関の助言を得ながら適切に対応していきます。
- ④ こども自身や周囲の人が「ヤングケアラー」について理解を深める情報発信に取り組むとともに、教育現場と連携して実態把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげていきます。

【主な事業】

- ◆ こども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

重点

(5) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭に対する支援制度の情報提供に努め、制度の効果的活用を図ります。
- ② ひとり親家庭を対象とする経済的負担を軽減する様々な支援を行います。

【主な事業】

- ◆ ひとり親家庭に対する相談指導・情報提供
- ◆ ひとり親家庭等に対する経済的支援事業

関連計画

- 第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画（計画期間 2025～2029年度、保健福祉課）
- 第3次玉城町男女共同参画計画（計画期間 2022～2026年度、まちづくり推進課）

関連する SDGs 目標



基本施策

1 - 2 母子保健

施策のめざす姿

玉城町版ネウボラのもと、母子健康手帳発行時から保健師との顔の見える関係がつくれられ、安心してこどもを産み育てられる環境になっています。

成 果 指 標

指 標	実績		目標値 2030 年
	2019 年	2024 年	
子育てを楽しいと感じている人の割合 (%) ※1	78.8	87.3	88.0
12 歳児一人平均う歯数 (本)	1.37	0.25 (2023 年度)	1.10

※1：子ども・子育てに関するアンケート調査（2025 年 3 月）就学前児童用調査より

現状と課題

- 妊娠・出産・子育てを経験していくことにより、生活状況や身体的状況、経済的状況が劇的に変わっていくことから、妊娠期から母親やその家庭が気軽に相談できるようマイ保健師制度を推進し、妊娠・出産・子育ての支援を行っており、継続的な取組が必要です。
- 核家族化や働き方の変化などにより、子育て世代が地域で孤立しやすい状況にあることから、子育て世代の負担を軽減する取り組みが必要です。
- 学校の養護教諭との連携により、小・中学校においてこどものうちから出産や子育てに関する理解促進を図るための取り組みを進めています。
- 平成 18 年度から保育所、令和 3 年 12 月から小学校でのフッ素洗口事業に取り組んでおり、う歯数の減少に貢献しています。引き続き、歯科保健対策が必要です。

施策の内容

(1) 子育て家庭への切れ目ない支援の推進

- ① 玉城町版ネウボラに基づき妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援していくように、マイ保健師制度を推進します。
- ② 産前産後の母子に対する健診・訪問・指導等の充実を図ります。
- ③ こども自身の将来のため、小・中学校において、妊娠、出産や子育てに関する教育を推進します。

【主な事業】

- ◆ マイ保健師制度 重点
- ◆ 医療機関等との連携
- ◆ 1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- ◆ 乳幼児相談事業
- ◆ 転入者訪問事業 重点
- ◆ パパママ教室

(2) 歯科保健の推進

- ① 妊婦と幼児の歯科健診を実施するとともに、月齢・年齢に応じた歯科に関する情報提供を行い、むし歯予防を推進します。
- ② 保育所、小・中学校フッ素洗口事業に取り組みます。

【主な事業】

- ◆ 妊婦歯科健康診査事業
- ◆ 1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- ◆ 歯っぴい教室事業
- ◆ 5歳児むし歯予防教室事業
- ◆ 保育所フッ素洗口事業 重点
- ◆ 小・中学校フッ素洗口事業 重点

関連計画

- 第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画（計画期間 2025～2029年度、保健福祉課）
- 健康たまき21（健康増進計画・第3次食育推進計画）（計画期間 2022～2030年度、保健福祉課）

関連する SDGs 目標



基本施策

1 - 3 保育・学校教育

施策のめざす姿

保育所、学校、家庭、地域とのつながりを大切にした安全安心な学校づくりが行われるとともに、こどもたちの学力の向上、こどもの社会性の向上、豊かな心の醸成と健康な心身が育まれています。

成 果 指 標

指 標	実績		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
保育所における教育プログラム数（講座） (回) ※1	5	7	9
学校に行くのは楽しいと思いますか	-	小 5:74.8% 中 2:87.9%	小 5:74.8% 中 2:87.9%

※ 1 : 教育プログラム (ALT による英語、サッカー教室、体操教室、芸術教室など)

現状と課題

〈保育〉

- 保育所には、保育に加えて就学前教育の拠点の役割が期待されており、積極的に教育プログラムを導入しています。
- 幼児期の教育・保育を総合的に提供できる制度として、玉城町では、平成 28 年度より下外城田保育所を保育所型認定こども園へ移行しましたが、利用者はありません。今後は、ニーズに応じた保育所の教育機能の充実を図る必要があります。
- 少子化や核家族の増加にともない、就学前のこどもが社会性を育む場が少なくなっています。同時に、家庭教育の重要性が高まり、親が家庭教育の役割を理解し、自信を持って子育てを行い、かつ子育てが楽しいと感じられるような支援をすることが大切となっています。そのために、家庭の教育力を高めるための学習機会を充実させる必要があります。

〈学校教育〉

- 学校教育の充実のため、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について識見を有する指導主事を配置しました。今後はより良い教育の実施にあたって指導主事を活用した教育の質の向上が必要です。
- 学習支援が必要な児童生徒が増加する傾向にあるため、学校現場の実情に応じた学習支援員を配置する必要があります。

- 情報端末を利用した教育や外国語（英語）教育等、多様化する学習内容や学習形態の変化に対応していくことが必要です。
- 学校が地域とともにこどもたちの教育に取り組む「コミュニティスクール」を一部の学校で進めており、活発な取組になるように地域住民の理解と協力し、全小中学校で進めていく必要があります。
- 障がいのあるこどもや学習支援が必要なこどもなど、それぞれの状況に応じた教育支援が求められています。
- いじめや不登校などのこどもたちの悩みや不安に、きめ細かに寄り添っていくことが求められています。
- 学校施設の多くが建築後 30 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修、修繕を進める必要があります。

施策の内容

(1) 保育所における教育機能充実の推進

- ① 保育所の児童を対象に外部の専門家による教室を開催し、保育所における教育機能の充実を図ります。
- ② 就学前のこどもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」について、多様化する教育ニーズに対応していきます。

【主な事業】

- ◆ 保育所における体験教室推進事業

(2) 家庭・地域の教育力の向上の推進

- ① すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、引き続き保護者のニーズを捉えた子育てに関する学習会や講演会、研修会等を実施するとともに、啓発活動を充実します。

【主な事業】

- ◆ 家庭・地域教育力向上推進事業

(3) 基礎的学力向上の推進

- ① 一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、非常勤講師の配置を継続するとともに、少人数指導及び習熟度別指導を推進します。
- ② 児童生徒の学力向上を図るため、指導主事の配置や授業改善研修の実施により、教員の指導力向上を推進します。

【主な事業】

- ◆ 非常勤講師配置事業 重点
- ◆ 授業改善研修事業 重点

(4) 時代にあった教育の推進

- ① 外国語教育（英語）の充実と推進を図るため、A L Tの配置を継続するとともに、小中連携と教員の指導力向上を図ります。
- ② I C T機器を活用した学習形態に対応し、児童生徒の主体的な学びを推進するため、I C T支援員の確保やI C T環境の整備を進めるとともに、I C T教育プログラムの構築や教員のI C Tスキルの向上などを図ります。
- ③ こどもたちが地域への理解を深め、愛着を持てるような郷土学習や様々な体験を通じての学びを深める体験学習を推進します。
- ④ 学校、家庭、地域の連携により、コミュニティスクールを推進し、こどもたちを取り巻く様々な課題に対応し、地域全体でこどもたちの成長を支援します。
- ⑤ 安全安心に学校教育が行われるよう教育環境の整備等を図ります。

【主な事業】

- | | | |
|----------------|-------------------|----|
| ◆ 外国語指導助手配置事業 | ◆ 情報教育推進事業 | 重点 |
| ◆ 教育ボランティア配置事業 | ◆ 郷土教育、体験教育推進事業 | |
| ◆ 特色ある学校づくり事業 | ◆ コミュニティスクールの推進事業 | |

重点

(5) 特別な支援を必要とする子どもの教育の推進

- ① 障がいのあるこどもや学習支援が必要なこどもが前向きな気持ちで学校生活を送ることができるよう、学習支援員を配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。
- ② 保育所や家庭との連携による就学前からの途切れのない支援を推進します。

【主な事業】

- | | |
|-------------|-------------------|
| ◆ 学習支援員配置事業 | ◆ こども家庭支援ネットワーク事業 |
|-------------|-------------------|

(6) 心のケアの充実の推進

- ① いじめや不登校を未然に防止するため、各関係機関との連携を深め、スクールカウンセラー、教育相談員の活用により児童生徒、教員も含めた心の悩みに寄り添う相談体制の充実を図ります。
- ② 学校に通えない子どもの学びを保障するため、玉城町教育支援センターの運営や民間との協働による取り組みを進めます。

【主な事業】

- | | |
|--------------|------------------|
| ◆ 教育相談事業 | ◆ スクールカウンセラー配置事業 |
| ◆ 教育支援センター事業 | |

(7) 教育環境の整備の推進

- ① こどもたちの安全な学習環境を維持していくため、児童生徒数の将来の動向を踏まえ、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備を推進します。

【主な事業】

- ◆ 学校教育施設整備事業

■■■

関連計画

- 玉城町教育方針（毎年度策定、教育委員会）
- 玉城町いじめ防止基本方針（令和4年度策定、教育委員会）
- 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画（令和6年度策定、教育委員会）

関連する SDGs 目標



基本施策

1-4 生涯学習・スポーツ

施策のめざす姿

多くの住民が様々な学習活動を通じて学び、スポーツやレクリエーションに親しんでいます。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
生涯学習講座の講座数（件）	14	15	20
たまき文化スポーツクラブ委託事業数（件）	2	5	6
図書館の利用者数（日平均）（人）	12	27	27
ちゃれたま事業回数（回）	7	7	12

現状と課題

- 図書館スペースを改修し、利用者も増加する等、自主的な学習活動やさらなる図書館の利用を促すための取組が求められています。
- 講座の参加者や活動の担い手が少なくなっていることから、活動をしたい町民に情報が伝わるような提供方法を検討することが必要です。
- 「たまき文化スポーツクラブ」は年々会員数も増え、施設管理を受託する等の動きもあり、自立した運営に向けた取組がさらに必要です。
- 屋内体育館の老朽化が進み、耐震性にも問題があることから、施設の更新に向けた取り組みを進めています。
- 地域とのつながりが希薄になっていることから、子どもの体験活動をとおして、豊かな人間性や社会性を育てる地域ぐるみの支援が必要です。
- 中学校の部活動の地域展開が求められており、一部の部活動すでに実施しています。未実施の部活動について、今後も多様な受け皿の確保が必要です。

施策の内容

(1) 生涯学習活動の推進

- ① 住民のニーズに対応した講座内容の充実に努めるとともに、生涯学習活動にかかる情報提供の充実を図ります。
- ② 地域の課題解決や活力のある地域づくりの促進に向けて、考え、取り組める講座等を実施します。
- ③ 学習成果を社会やまちづくりに生かせるように社会参加活動を支援します。
- ④ 中学校の部活動が地域展開できるように、関係者と連携しながら体制を整えていきます。

【主な事業】

- ◆ 生涯学習講座事業
- ◆ 活動の場提供事業
- ◆ 部活動の地域展開

重点

(2) スポーツ活動の推進

- ① スポーツや生涯学習の指導者等活動を支える人材を育成・発掘するとともに、たまき文化スポーツクラブへの委託事業により、活発に活動できる場所づくりを進めます。

【主な事業】

- ◆ 総合型地域スポーツクラブによる生涯スポーツ推進事業
- ◆ 各種体育事業

重点

(3) 活動環境の整備

- ① 屋内体育館の施設の更新を進めます。
- ② 学習・情報の拠点として中央公民館の有効活用や図書館の充実等、学習環境の整備を図ります。
- ③ 体育センターや中央公民館のサービスの向上を図るため、民間との連携を検討します。

【主な事業】

- ◆ 体育センター整備事業

重点

(4) 青少年健全育成

- ① 青少年の社会教育活動を促進するために、知識や指導技術をもち、青少年が親しめる指導者の育成・発掘に努めます。
- ② 小学生や就学前児童を対象に、チャレンジ精神をもって取り組む体験学習事業「ちゃれたま」の充実を図ります。

【主な事業】

- ◆ 青少年健全育成活動事業
- ◆ 地域の教育力の向上事業
- ◆ ちゃれたま事業

重点

関連計画

- 文化・スポーツ施設整備基本構想（計画期間 2021～2030 年度、生涯教育課）
- 玉城町公共施設等総合管理計画（計画期間 2017～2056 年度、総務政策課）
- 玉城町公共施設等個別施設計画～町民文化系・社会教育系施設編～（計画期間 2021～2056 年度、まちづくり推進課）

関連する SDGs 目標



基本施策 1-5 文化・芸術

施策のめざす姿

貴重な歴史文化に触れ、親しみ、創造することで地域の文化の裾野を広げています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
文化協会加盟団体	32	25	25
田丸城跡入込客数（人）	3,589	3,648	4,700
玄甲舎入場者数（人）※現状値 2020.9	1,400	2,428	4,700
指定文化財件数	国指定	2	2
	県指定	5	5
	町指定	12	14

現状と課題

- コロナ禍を経て、文化協会加盟団体数が減っています。
- 講演会やコンサート、美術展など参加者や見学者が全体的に固定化してきているため内容の充実やPR方法の検討等、幅広い世代の参加を促していくことが必要です。
- 歴史と文化に育まれた貴重な伝統行事や伝統文化をこどもたちに継承する機会がなくなってきているため、文化活動への支援が必要です。
- 地域の文化財の活用や整備に取り組んできましたが、郷土学習会の開催や環境整備など今後もさらなる取組が必要です。
- 歴史的価値の高い田丸城跡を健全な状態で後世に残すための維持管理が必要です。
- 管理の行き届かない郷土資料を整理し、こどもたちの教材として利活用することが必要です。
- 玉城町の現代史をまとめた調査を行いました。今後は地域の歴史の記録を残すための取り組みが必要です。

施策の内容

(1) 文化活動の促進

- ① 質の高い文化・芸術に触れる機会をつくるため、文化協会が実施する文化活動の発表の場の確保等、様々な文化活動が活発となる環境づくりを推進します。
- ② 玉城町の歴史文化の魅力を発信するために、語り部等を含む歴史文化のスペシャリストを育成します。

【主な事業】

- ◆ 文化講演や特別展の開催
- 重点
- ◆ 文化協会の活動促進事業

(2) 伝統文化の継承

- ① 地域の文化継承者になるこどもたちに郷土愛を醸成するための活動を推進します。
- ② 伝統文化や地域の祭り、日常の生活様式等を後世に残すため、記録を作成します。

【主な事業】

- ◆ 伝統文化継承団体への支援事業

(3) 文化財の整備・活用

- ① 田丸城跡や指定文化財の保存・整備・保護に努め、計画的に管理を推進します。また、田丸城跡を適切に保存し、国史跡の指定に向けて検討を進めます。
- ② 開発で失われてしまう埋蔵文化財を地域の歴史文化を知る資料として記録保存します。

【主な事業】

- ◆ 田丸城跡・玄甲舎保護事業
- 重点
- ◆ 田丸城跡石垣修復事業
- ◆ 埋蔵文化財発掘調査事業

関連する SDGs 目標



基本施策 1-6 人権・共生

施策のめざす姿

すべての住民の人権が尊重されています。
住民が、性別や国籍、文化に関わらず、互いを認め合い、個性と能力を發揮し、活躍できています。

成 果 指 標

指 標	実績		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
審議会などにおける女性委員の割合 (%)	27	26.8	33

現状と課題

- 人権擁護委員をはじめ人権擁護の担い手が不足しています。地域社会における人権意識の向上と、相談体制の充実を図るためにも、担い手の育成と確保を進める必要があります。
- 玉城町の近年の学校現場の状況を熟知する教員等、人材の確保により、人権教育を一層推進する必要があります。
- こども同士のつながりが希薄になる中、互いを知ることにより思いやりを育てる教育を推進する必要があります。
- 外国にルーツを持つ住民が増える中で、日本人住民との相互理解を図り、地域で共存するための支援が必要です。

施策の内容

(1) 人権意識の向上

- ① 「人権が尊重される玉城町をつくる条例」に基づき、住民一人ひとりの関心を高め、理解を深めるために、学習機会の提供等を実施し、人権意識の向上を図ります。
- ② 小・中学校での学校教育を通じて、人権に関するこどもたちの理解を深め、差別やいじめのない社会の実現をめざします。
- ③ 配偶者等やこども、高齢者や障がい者等の様々な人権問題についての相談事業を実施し、関係機関と連携した問題解決に取り組みます。
- ④ 「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくり宣言に応じた取組を推進します。

【主な事業】

- ◆ 人権講演会
- ◆ 玉城町人権教育ネットワーク研究会事業
- ◆ 玉城中学校区子ども支援ネットワーク活動

重点**重点**

(2) 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画意識の啓発を図るために、イベント、学校教育などのあらゆる機会に、意識の浸透を図る活動を展開するとともに、広報紙、ホームページ等を最大限利用して、わかりやすい情報提供に努めます。
- ② 性別にかかわらず社会の中で自らの能力を発揮し活躍できるように、能力開発のセミナー・学習会の開催、企業等のワーク・ライフ・バランスの推進などを図ります。
- ③ 性別にかかわらず個人の能力が評価され、能力に応じて活躍できる環境づくりを推進します。

【主な事業】

- ◆ 男女共同参画意識普及啓発事業
- ◆ 政策・方針決定への女性の参画推進
- ◆ 役場の女性職員の管理職登用

重点

(3) 多文化共生の推進

- ① 異なる文化や生活習慣を学ぶ機会や交流を充実し、国際理解・国際交流を図ります。
- ② 地域で共に暮らす外国にルーツを持つ住民の日本語学習支援や情報の提供等を充実し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
- ③ 外国人等が安心して暮らせるよう、町ホームページに翻訳機能を整備するなど、町等から発信する行政情報等の多言語化を推進します。

【主な事業】

- ◆ 国際交流協会の活動支援
- ◆ 行政情報多言語化事業

関連計画

■第3次玉城町男女共同参画計画（計画期間 2022～2026年度、総務政策課）

関連する SDGs 目標



将来目標 2 みんなが健康で、ともに支え合うまち

基本施策 2-1 保健・医療

施策のめざす姿

住民一人ひとりが、自分の健康は自分で守り、生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代にあわせた健康づくりを行っています。

保健・予防から医療、介護、福祉へと切れ目のない連携体制ができています。

玉城病院は中核的医療機関としての役割を発揮するとともに、町内外の医療機関・保健・福祉との連携が進み、住民が健康で安心して暮らせる保健・医療サービスが提供されています。

成 果 指 標

指 標	実績		目標値
	2019年	2024年	
健康寿命－男性（歳）※1	78.8 (2017年)	80.2 (2023年)	81.0
健康寿命－女性（歳）※1	84.0 (2017年)	83.7 (2023年)	86.0
胃がん検診の受診率（%）※2	11.4 (2018年)	12.8	15.0
肺がん検診の受診率（%）※2	8.6 (2018年)	9.2	12.0
「医療体制が充実していること」の満足度（%）	46.3	46.4	50.0

※1：みえの健康指標、※2：地域保健報告

現状と課題

- 玉城町の健康寿命は、男性 80.2 歳、女性 83.7 歳と平均寿命との差が男性では 3 歳近く、女性では 6 歳あり、この間は生活の質が低下して医療や介護のサービスを受けながらの生活となります。最期まで自立をした生活を送れるようライフステージに応じて疾病予防や健康増進、介護予防などに取り組み、この差を縮めることが必要です。
- 健康づくりについての住民の関心は非常に高まっています。今後も引き続き生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐため、運動習慣の定着、「食」を大切にする心や健康的な食習慣の形成など、継続的な健康づくりに向けた取組が求められています。しか

しながら、活動の中心を担う食生活改善推進員の減少や管理栄養士の欠員等、人材の確保が急務となっています。

- 平成20年度から、健康増進法に基づく各種健康診査や検診を実施しており、子宮がん・乳がん検診の受診率は、全国平均、三重県平均に比べて高くなっていますが、国・県平均より低い肺がんや胃がん検診については今後も受診率の向上が必要です。
- 新たな未知の感染症等の発生や拡大を未然に防止するための取組や、発症後迅速な情報発信できる体制の構築など、感染症対策を推進していくことが必要です。
- 増加傾向にある、心に問題を抱える人を早期に発見し、ケアする体制づくりが必要です。
- 様々な医療ニーズに対応した地域医療体制が必要です。三重県地域医療構想の実現に向けて県や地域の医療機関、南勢志摩保健医療圏の市町等と協力連携していくことが求められています。
- 医療体制整備とともに、制度を持続可能なものとするためには、誰もがいつまでも健康を保持し自立した生活が送れるように、健康づくり、疾病予防、介護予防の取組を進めることができます。
- 玉城病院は、常勤医師4人、派遣医師2人体制で、地域の医療機関の核としての役割を果たしています。地域の核となる医療機関としての機能を強化するためには、医師をはじめ医療従事者の確保、必要に応じた施設や設備の更新を計画的に進める必要があります。
- 玉城病院では、患者へのサービス向上と職員の負担軽減を図るため、電子カルテシステムを導入しています。

施策の内容

(1) 健康づくりを支援する仕組みづくりの推進

- ① 住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、健康に関する情報提供、健康教育、健康相談等を通じて、健康について考えてもらう機会を作ります。
- ② 健康しあわせ委員等との協働で、各地区において健康づくりの実践活動を推進します。
- ③ 医療・介護のデータを活用し、地区ごとの健康課題を分析し、介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防につながる効果的なアプローチ方法を検討します。

【主な事業】

- ◆ 健康増進事業（健康教育・健康相談）
- ◆ 健康しあわせ委員、食生活改善推進員育成事業 重点
- ◆ 保健事業と介護予防の一体的な実施
- ◆ 健康・子育てマイレージ事業 重点

(2) 生活習慣病予防等の推進

- ① 疾病の予防や早期発見のために、健康診査や各種がん検診の周知と受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上をめざします。
- ② 若年期健康診査と保健指導の充実、特定健診後の指導の充実などを関係機関と連携して取り組み、生活習慣病の予防を推進します。
- ③ 歯科疾患の予防を図るために、成人・高齢期の歯科保健対策に取り組みます。

【主な事業】

- ◆ 健康増進事業（各種がん検診） 重点
- ◆ 若年期健康診査と特定健診事業 重点
- ◆ 歯科保健事業 重点

(3) 食育の推進

- ① 住民一人ひとりが、食に対する正しい知識と判断力をもち、適切な食生活を生涯にわたって自ら実践できる力を身につけ、食を通じた豊かな暮らしを実現する姿をめざします。
- ② 食生活に関する講座の開催等により、食育活動の中心を担う食生活改善推進員の確保や養成を支援します。

【主な事業】

- ◆ 地域における食育推進事業
- ◆ 学校・保育所における食育推進事業
- ◆ 家庭における食育推進事業

(4) 感染症対策の推進

- ① インフルエンザや風しんなどの感染症についての正しい知識と発生傾向を的確に住民に周知し、住民に感染症予防を働きかけます。
- ② 新たな未知の感染症等が発生した場合にも対応できるよう、玉城町新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しと推進を図ります。

【主な事業】

- ◆ 予防接種事業 重点
- ◆ 感染症予防対策事業

(5) 心の健康づくりの推進

- ① 医療機関と連携して、精神疾患に対する理解の普及・啓発を行い、早期発見・早期対応を図ることで、重症化や自殺を防ぐなど、心の健康づくりを進めます。

【主な事業】

- ◆ 精神疾患に対する理解普及事業 ◆ 自殺予防対策事業 重点

(6) 医療・保健・福祉の連携推進

- ① 地域医療に従事する医師・看護師等の医療従事者を確保し、医療の質の保持・向上を図るとともに、地域の医療機関と周辺市町が連携し、医療・救急医療体制の充実に努め、住民が安心して医療を受けることができる体制づくりを推進します。
- ② 急性期の医療強化、病院病床機能の機能分担、連携、在宅医療の充実など医療・保健・福祉サービスを途切れなく提供する地域医療連携体制づくりを推進します。

【主な事業】

- ◆ 地域の医療体制確保
- ◆ 地域医療連携事業

(7) 玉城病院・ケアハイツ玉城の健全運営

- ① 病院経営強化プランに基づき、今後も安心安全な医療の提供に努めるとともに、健全な運営を継続します。
- ② 地域の核となる医療機関としての機能を強化するために、病院の規模に応じた医療機器など施設・設備の計画的更新を図るとともに、医師をはじめ医療従事者の確保に努めます。
- ③ ケアハイツ玉城のあり方について検討します。
- ④ 新興感染症への対応を強化するため、病院の機能・役割に応じた医療提供が実施できるように努めます。

【主な事業】

- ◆ 病院経営強化プランに基づく病院運営
- ◆ ケアハイツ玉城のあり方の検討

関連計画

■ 健康たまき21

- ・健康増進計画（計画期間 2022～2030 年度、保健福祉課）
- ・第3次食育推進計画（計画期間 2022～2030 年度、保健福祉課）

■ 第9期介護保険計画・第10期高齢者保健福祉計画（計画期間 2022～2030 年度、保健福祉課）

■ 第3期玉城町国民健康保険保健事業実施計画（計画期間 2023～2029 年度、保健福祉課）

■ 玉城町自殺対策推進計画（計画期間 2023～2029 年度、保健福祉課）

■ 玉城町国民健康保険玉城病院 経営強化プラン（計画期間 2023～2027 年度、病院老健事務局）

関連する SDGs 目標



基本施策

2-2 地域福祉

施策のめざす姿

地域福祉の担い手である地域住民等が助け合い、支え合いながら、誰もが自分らしく地域で安心して暮らしています。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者です。

成 果 指 標

指 標	現状値		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
地域福祉活動の進捗評価（点）※1	4.0	4.1	4.4
ボランティア登録者数（人）※2	355	320	400
あいさつ運動推進者数（人）※3	437	346	500

※ 1：地域活動計画「地域ふくし力向上計画」の実施評価。5点満点。

※ 2：玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター登録者数

※ 3：毎月第 3 火曜日のあいさつ運動に学校、保育所、駅などで参加した人数

現状と課題

- 社会構造や暮らしの変化の中で、町民が抱える課題も多様化、複雑化しており、公的サービスだけでは十分に対応できない課題も多く、自助、協助の果たす役割がますます重要となっています。一方で、地域のつながりの希薄化や、複雑化する課題に対応できるよう分野を超えた支え合いの体制が必要となる等、今後の地域福祉のあり方を考えしていくことが必要です。
- 地域に住むすべての人が安全で安心して暮らせるように、身近な生活課題の情報を共有し、解決のために協働すること等、人とのつながりを強化していく必要があります。地域やN P O、ボランティアなどが支え合いの担い手となる地域活動を推進していくことが必要です。



- 認知症高齢者、知的・精神障がい者の増加や養護者の高齢化に伴い、日常生活上の本人の意思表明や決定への支援、差別や虐待などの権利侵害への対応の必要性が高まっています。そのため、日常生活自立支援事業等の整備充実を図るとともに、権利擁護に向け、本人や家族、地域住民への成年後見制度の周知・啓発を図り、気軽に相談対応や活用ができる支援体制を整えていく必要があります。

施策の内容

(1) 地域における支え合い体制

- ① 地域での支え合いや助け合いの意識を高めるため、社会福祉協議会を中心となって、こどもから高齢者までが心と心を通わせることができる「あいさつ運動」を推進します。
- ② 社会福祉協議会と連携し、学校教育や生涯学習の場において福祉教育・学習に取り組み、福祉の心の醸成を図ります。
- ③ 地域の様々な団体と連携し、地域における新たな支え合いの拡大・強化に努めます。

【主な事業】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ◆ 地域のコミュニケーションアップ事業 | ◆ 福祉共育推進事業 |
| ◆ 地域福祉コーディネーター育成事業 | ◆ 支え合い活動促進事業 |

(2) 暮らしを支える取組の推進

- ① 高齢・障がい・子育て・生活困窮等、多様なニーズに対し、各分野の連携が取れた重層的な支援体制を構築することで、誰一人取り残さない地域共生社会づくりを進めます。
- ② 住民からの相談にきめ細かく対応できるよう、地域共生室を中心に関係機関等と連携を強化した包括的な相談支援体制を構築します。

【主な事業】

- | |
|--------------------|
| ◆ 地域福祉活動推進事業 |
| ◆ 民生委員児童委員等の活動促進事業 |
| ◆ 包括的支援体制整備事業 |

(3) 権利擁護体制の強化

- ① 認知症や知的・精神障がいのある人が、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発、相談対応を行う地域共生室を中核機関とした権利擁護体制の強化を図ります。

【主な事業】

- | | |
|----------------|----|
| ◆ 成年後見制度利用促進事業 | 重点 |
| ◆ 成年後見制度利用支援事業 | 重点 |
| ◆ 日常生活自立支援事業 | |

関連計画

- 第4期玉城町地域ふくし力向上計画（計画期間 2025～2029年度、社会福祉協議会）
- 第2期玉城町成年後見制度利用促進基本計画（計画期間 2026～2030年度、保健福祉課）

関連する SDGs 目標



基本施策

2-3 高齢者福祉

施策のめざす姿

一人ひとりの高齢者に応じた質の高いサービスが提供され、支援が必要になつても地域で安心して生活できています。

成 果 指 標

指 標	現状値	中間値	目標値
	2019 年	2025 年	2030 年
元気づくり会の数（箇所数）	31	34	35
要介護認定の出現率（%）	16.8	19.0	20.0
65 歳以上のボランティア登録者数（人）※1	273	231	330

※1：玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター65 歳以上の登録者数

現状と課題

- 各地区で高齢者の健康づくりに取り組む「元気づくり会」が行われています。引き継ぎ活動を支援するとともに、開催地区の拡充を図っていくことが必要です。
- 認知症や一人暮らしの高齢者などが今後ますます増加するなか、介護保険などの公的サービスの充実だけでなく、近隣住民やN P O、ボランティアなど、地域の様々な人的資源を活用し、身近な地域で細やかなサービスを提供する必要があります。そのため、住民に対して認知症に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、互いに見守り、声をかけあえる地域づくりを進めていくなど、高齢者を見守る制度の普及や啓発が必要です。
- 一人暮らし高齢者や支援を必要とする高齢者の実態を把握し、福祉ニーズにきめ細かく対応していくため、身近な地域で相談できる体制を整備する必要があります。
- 高齢者になっても、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進が必要です。

施策の内容

(1) いきがい対策の推進

- ① 心身ともに健康で豊かな高齢期を過ごすことができるよう、学習や体力づくりに取り組める生涯学習の場を充実するとともに、高齢者が活躍等できる活動グループを育成します。

【主な事業】

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 元気づくり会支援事業 ◆ 高齢者社会活動参加促進事業 | 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ひんの会支援事業 |
|---|--|--|

(2) 就労機会の確保

- ① 元気な高齢者が、いきいきと働ける場を提供するため、高齢者と企業向けにシルバー人材センターの周知・広報を行い、その活用を促進します。
- ② 生涯現役促進協議会等と連携し、高齢者の就労支援を促進します。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ シルバー人材センター事業 |
|--|

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 高齢者が地域で細やかな福祉サービスが受けられるよう、医療関係機関や福祉施設、民間事業者が連携して、必要なサービスを提供します。
- ② 福祉サービスの質の向上を図るため、ケアマネジヤーやサービス事業者への研修の充実を図ります。
- ③ 地域での支え合い活動を促進するため、活動の拠点となる居場所の設置を行うとともに、支え合い活動を行う人材の育成や活動への支援を行います。

【主な事業】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域ケア会議 ◆ 生活支援体制整備事業 | 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護相談員派遣事業 ◆ つながりネットワーク事業 |
|--|--|---|

(4) 介護保険の健全な運営

- ① 将来にわたり介護保険事業を持続的かつ安定的に運営し、必要な人が必要な介護保険サービスを効果的に利用できるよう、ケアプランのチェック、サービス事業者の指導・監査等を強化し、介護給付費等の適正化に努めます。

【主な事業】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ ケアプランの適正化事業 ◆ 介護給付の適正化事業 ◆ 要介護認定事業 | 重点 |
|--|--|

(5) 介護予防の充実

- ① 高齢者の健康の保持・増進を図り、要介護状態にならないようするため、フレイル対策、介護予防に関する普及啓発に努めるとともに、地域のフレイルサポートーや健康しあわせ委員の協力のもと、介護予防教室や運動教室等の内容の充実を図ります。

【主な事業】

- ◆ 介護予防事業の普及啓発と教室の充実
- ◆ フレイルセンター事業 重点

(6) 認知症高齢者対策の推進

- ① 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民へ認知症についての正しい理解を深めるとともに、認知症センター等の育成を図ります。
- ② 認知症高齢者の権利を守るため、成年後見人制度の利用を促進します。

【主な事業】

- ◆ 認知症地域支援推進員事業 重点
- ◆ 徘徊高齢者SOSネットワーク事業 重点

(7) 高齢者の安全安心の確保

- ① 一人暮らしの高齢者等が安心して在宅で暮らせるよう、定期的な見守りや食事の提供を行うとともに、民間事業者等との見守り協定を通じて見守りに関するネットワークの一層の充実を図ります。

【主な事業】

- ◆ 配食サービス・給食サービス事業 ◆ 緊急通報装置設置助成事業

関連計画

■第9期介護保険事業計画・第10期高齢者保健福祉計画（計画期間 2024～2026年度、保健福祉課）

関連する SDGs 目標



基本施策

2-4 障がい者福祉

施策のめざす姿

福祉サービスの充実や地域住民の理解や活動が高まり、障がいのある人が地域で活動できる環境が整い、住み慣れた地域で安心・快適に自立した暮らしを送っています。

成 果 指 標

指 標	現状値		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
障がいがあっても差別や偏見を感じることがない割合 (%)	43.5	53.2	60.0

※玉城町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉・第3期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査

現状と課題

- 障がいのある人が地域で生活しやすくなるよう、在宅福祉サービス、外出支援、日中一時支援等を充実するとともに、グループホームなどの居住の場の確保が必要です。
- 障がいのある人の「働きたい」という希望をかなえるため、サービス提供事業所の充実、福祉的就労の場の確保等、就労の場の拡大を図る必要があります。
- 発達障がいや自閉症児が増加していることから、早期発見・早期支援を行うとともに途切れのない支援が必要です。
- 障がいに対する住民の理解を高めるため、啓発活動等を実施していますが、理解不足による差別や偏見がまだ見受けられることから、引き続き、差別解消につながる啓発活動を実施するなど、障がいのある人への理解促進を図るためにさらなる取組が必要です。

施策の内容

(1) 相談・生活支援サービスの充実

- ① 身近でわかりやすい総合相談体制の充実および基幹相談支援センターを設置します。
- ② 当事者会や家族会及び住民活動等の自主的・主体的な活動を支援します。
- ③ 日中における活動の場の確保や地域で自立して生活できる住居の確保など、障がいに応じた必要なサービスや支援の充実を図ります。

【主な事業】

- ◆ 基幹相談支援センター設置事業 ◆ 地域生活支援拠点等整備事業
- ◆ 共同生活援助施設整備事業

重点**重点**

(2) 障がい者の就労の場づくり

- ① 障がい者の就労・雇用と社会参加の促進を図るため、ハローワークや就業・生活支援センター、地域自立支援協議会しごと部会等との協働により、就労機会の開拓や就労意欲の醸成を図ります。
- ② 障がい者就労継続支援施設等からの物品調達を進めます。
- ③ 障がい者雇用を促進するため、町内企業等の受け入れが積極的になるよう啓発に努めるとともに、公共機関における障がい者雇用の推進に努めます。

【主な事業】

- ◆ 物品調達事業

重点

- ◆ 就労支援事業

重点

(3) 障がい者に対する理解の促進

- ① 障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、障がいのある人の権利を尊重し、障がい者に対する正しい理解と認識を広げるため、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

【主な事業】

- ◆ 啓発・広報事業

関連計画

- 玉城町第4次障がい者基本計画（計画期間 2024～2029年度、保健福祉課）
- 玉城町第7期障がい福祉計画（計画期間 2024～2026年度、保健福祉課）
- 玉城町第3期障がい児福祉計画（計画期間 2024～2026年度、保健福祉課）

関連する SDGs 目標



将来目標3 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

基本施策

3-1 防災

施策のめざす姿

住民、地域、行政が防災に関する正しい知識を持って災害に備えるとともに、地域ぐるみで災害発生時に迅速かつ的確に対応できる災害対応力を有しています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
自主防災組織数（組織）	8	28	50
自治区防災研修等開催回数（年間）（回） ※消火訓練等含む	35	29	40

現状と課題

- 地域と連携した防災訓練やお出かけ講座への講師派遣を実施しており、今後も、訓練等を通じて住民の防災意識の向上を図る必要があります。加えて、災害時に行政として迅速かつ的確に対応できるよう、職員一人ひとりの防災意識向上と、災害時に指導的役割を担う職員の育成が求められます。
- 大規模地震への備えとして、住宅の耐震診断、補強、解体・撤去に関する啓発活動や補助制度の活用促進に取り組んでいます。今後は、設計・施工の実施につながるような支援が必要です。
- 災害時に誰もが円滑に避難できるようにするため、自主防災組織が未設置の地区に対して組織化を促進する必要があります。
- 災害時要援護者の情報を把握するとともに、個別避難計画の作成を進めています。今後も、適切に更新していくことが必要です。
- 住民が主体となって避難所の開設・運営を行えるよう、4 小学校区で避難所開設・運営マニュアルを作成しました。今後は、避難所開設・運営マニュアルの見直しを適宜実施するとともに運営体制の整備を支援する必要があります。
- 防災行政無線をデジタル化するとともに、各世帯への受信機無償貸与を実施しています。情報伝達の格差解消を目指し、引き続き新規世帯への受信機貸与を推進するとともに、多様な媒体による情報提供が必要です。
- 各種団体・機関に働きかけ、各種災害時応援協定を締結しました。広域的な支援体制を強化するため、新たな協定の締結が必要です。

- 外城田川の治水計画に基づき、水害による人的な被害を防止する対策の強化や、避難誘導の体制づくりが必要です。
- 常備消防と町消防団、自主防災組織との連携をさらに強化し、地域全体での消防体制の充実を図る必要があります。また、災害時に装備や資機材が確実に機能するよう、定期的な点検と維持管理の徹底が求められています。

施策の内容

(1) 防災意識の向上

- ① 災害時に、住民一人ひとりが主体的に行動できるよう、防災訓練等の実施を通じて住民の防災意識向上を図ります。
- ② 災害時に、行政として迅速かつ的確に対応できるよう、防災技術指導員を設置し、職員一人ひとりの防災意識向上と、災害時に指導的役割を担う人材の育成を図ります。
- ③ 自治会・地域団体と連携し、住民が主体的に課題に向き合う仕組み（ワクショップ、防災訓練、健康づくり講座等）を構築します。

【主な事業】

- ◆ 防災訓練等の促進事業 重点

(2) 住宅の耐震化の促進

- ① 災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、住宅の耐震診断、耐震補強、老朽化した建物やブロック塀等の解体・除去などを促進します。

【主な事業】

- ◆ 木造住宅耐震診断、耐震補強、建物やブロック塀等の解体・撤去等を支援する補助制度の周知・助成事業

(3) 地域防災体制の充実

- ① 自主防災組織の未設置地区において組織化を支援し、住民の自主的な防災活動の促進を図ります。
- ② 学校教育や生涯学習の場に、自助・防災・健康づくりの視点を組み込んだ学習機会を提供します。
- ③ 多様な媒体を活用して防災情報の収集・伝達体制の強化を図ります。
- ④ 個別避難計画を作成するとともに、自主防災組織、自治区、民生・児童委員などが連携し、災害時に誰もが円滑に避難できる体制の整備を目指します。
- ⑤ 避難所開設・運営マニュアルに基づく訓練を実施し、住民が主体となって避難所の開設・運営が円滑にできるよう、運営体制の強化を図ります。
- ⑥ 災害時応援協定の締結を通じて、広域的な支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ◆ 自主防災組織の設立および活動推進事業 重点
- ◆ 災害応援協定の締結
- ◆ 避難所開設・運営マニュアルに基づく訓練の実施
- ◆ 防災資機材・備蓄品の整備事業

(4) 水害対策の充実

- ① 浸水リスクの早期把握や避難判断の迅速化を図るとともに、浸水危険地域の施設における避難場所の確保など、避難誘導の体制づくりを推進します。
- ② 台風等の接近に備え、災害対応のタイムラインに基づく行動が円滑に実施できるよう、運用体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ◆ 水害に対する迅速な避難対策事業 重点
- ◆ 避難確保計画の策定 重点
- ◆ タイムラインの運用体制の強化 重点

(5) 消防・防火体制の充実

- ① 常備消防と町消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図ります。
- ② 消防設備については、緊急時に迅速に可動できるように定期的な装備や資機材の点検・維持管理を推進します。
- ③ 町消防団員の確保を推進します。
- ④ 自衛消防団や自主防災組織の機能強化を支援します。

【主な事業】

- ◆ 耐震防火水槽整備事業
- ◆ 消火栓整備事業

関連計画

- 玉城町地域防災計画（2025年修正、玉城町地域防災会議（総務防災課））
- 玉城町国土強靭化地域計画（2020年度策定、総務防災課）
- 玉城町業務継続計画（BCP）（2023年度修正、総務防災課）
- 玉城町耐震改修促進計画（2024年改訂、総務防災課）
- 玉城町受援計画（2023年度修正、総務防災課）

関連する SDGs 目標



基本施策

3-2 交通安全・防犯

施策のめざす姿

警察、行政、地域住民、ボランティア団体などにより、交通安全と防犯の活動が活発に行われ、安心して暮らせる地域になっています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
交通事故発生件数（件）	358	384	300
防犯カメラ（町管理分）の設置（基）	12	30	60
刑法犯認知件数（件）	54	70	40
自治区防犯灯新設件数（件）※累積件数	42	80	90
青色回転灯年間パトロール回数（回）	44	42	46

現状と課題

- 年5回の交通安全運動や、通学路・事故多発箇所における安全施設の整備、交通事故防止に向けた啓発品の配布を実施し、令和6年度には交通死亡事故ゼロを達成しました。今後も、警察や交通安全協会と連携し、子どもや高齢者を対象にした交通安全教育の強化や、安全施設の充実・整備が求められます。
- 通学路におけるグリーンペイントや交差点明確化を実施してきましたが、老朽化が進んでいる箇所も見られます。また、カーブミラーについては、劣化状況等の点検を民間事業者と連携して行っています。今後も、必要箇所への設置や老朽箇所の修繕等を引き続き実施することが必要です。
- コロナ禍で犯罪件数は一旦減少しましたが、再び増加傾向にあります。また、防犯パトロールなど、住民主体の防犯活動を実施していますが、担い手不足等により継続が難しくなりつつあります。今後も地域の防犯体制を維持できるように、継続的な支援が必要です。
- 公共施設を中心に設置した防犯カメラは、犯罪発生の抑止力となっています。今後は、夜間の安全な生活環境の確保に向けて、防犯灯の設置推進に加え、防犯カメラの適切な運用体制の整備が求められます。

施策の内容

(1) 交通安全の推進

- ① 住民に対して事故多発ポイントの周知を行うとともに、地域や保育所、学校等からの要望に基づき、通学路指定道路を中心にグリーンペイントやカーブミラー等の交通安全施設の点検・修繕を行い、交通事故の抑制を図ります。
- ② こどもや高齢者に対して交通安全教育を定期的に実施し、交通安全知識の向上を図ります。
- ③ 高齢者の免許返納に向けた支援策を充実するとともに、高齢者が運転する車に対する後付け安全運転支援装置の購入補助金導入等を通じて、高齢者の交通事故防止を図ります。

【主な事業】

- ◆ 町内交通事故多発ポイントの周知
- ◆ こどもや高齢者への交通安全教育の実施
- ◆ 高齢者等免許返納推進事業
- ◆ 後付け安全運転支援装置購入の補助
- ◆ 交通安全施設等整備事業

重点**重点**

(2) 防犯意識の向上

- ① 多様化・複雑化する犯罪の防止に向けて、防災無線・SNS等を活用した情報提供や、警察等との連携による啓発活動を通じて、住民の防犯意識の向上を図ります。
- ② 青色回転灯車によるパトロールや子どもの安全パトロール等、住民主体の防犯活動を支援することで、犯罪への抑止力を高めます。

【主な事業】

- ◆ 防災無線・SNS等を活用した情報の周知
- ◆ 広報活動による啓発
- ◆ 地域等との連携による防犯活動支援

重点

(3) 防犯設備の充実

- ① 地域住民と協働して防犯灯の設置・増設を推進し、夜間の安全な生活環境の確保を図ります。
- ② 防犯カメラ設置を推進し、犯罪への抑止力を高めます。

【主な事業】

- ◆ 自治区所有防犯灯・防犯カメラ新設補助金の交付

関連計画

- 交通安全プログラム（平成 26 年度策定、税務住民課）

関連する SDGs 目標



基本施策

3-3 環境保全

施策のめざす姿

住民、事業者、行政が環境負荷の軽減に配慮した暮らしや事業活動を実践することにより、良好な環境が維持されています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
環境美化活動の実施回数（回）	4	4	6

現状と課題

- 住民の環境保全に対する理解と関心を高めるため、企業と行政が連携し、環境出前講座等の環境学習の機会を提供しています。さらに、環境保全を意識した行動につなげていくためには、住民が自主的に環境問題に取り組めるよう、学びやすく参加しやすい仕組みづくりや継続的な学習機会の確保が求められます。
- 田丸城跡クリーン作戦や宮川クリーン作戦等の清掃活動を実施するとともに、年2回各自治区にごみ袋を配布するなど、住民や各種団体による清掃・美化活動を促進しており、地域全体で環境美化への意識が共有されています。今後も、住民が継続的に環境美化活動に取り組める支援や仕組みづくりが求められます。加えて、自治区や環境美化推進員と連携し、不法投棄の撲滅に向けた取り組みを強化していく必要があります。
- 地球温暖化の進行により、温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。町では、省エネルギーの推進を目的に、毎年約1,000株の苗を配布する緑のカーテン事業に取り組んでいます。今後は、防犯灯や庁舎内照明等のLED化、住宅への太陽光発電システムの導入支援等、公共・家庭の両面から地球温暖化防止対策をさらに推進していく必要があります。
- 令和4年6月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。今後も、脱炭素社会の実現のために様々な取組みを推進します。

施策の内容

(1) 環境教育の推進

- ① 住民の環境保全についての理解と関心を高め、具体的な行動につなげるため、企業や三重県環境学習センター、地域と連携した参加体験型環境講座の開催など、環境教育を推進します。

【主な事業】

- ◆ 環境教育推進事業

(2) 環境美化活動の推進

- ① 田丸城跡クリーン作戦や宮川クリーン作戦等の清掃活動や、花の植栽等の美化活動を継続的に実施し、地域の景観向上を図ります。
- ② 地域住民や環境美化推進員との連携による監視体制の強化とともに、自治区や地域住民による自主的な活動の促進を通じて、不法投棄の防止を図ります。

【主な事業】

- ◆ 環境美化活動促進事業 **重点**
- ◆ 不法投棄等の防止対策事業

(3) 地球温暖化防止の推進

- ① 町内全域における防犯灯や庁舎内照明のLED化を推進するとともに、クーリングシェアや家庭等における緑のカーテンの普及促進等を通じて、省エネルギーの実現を目指します。
- ② 住宅への太陽光発電システムや家庭用蓄電池の導入支援等を通じて、CO₂の削減やクリーンエネルギー利用促進を図ります。

【主な事業】

- ◆ 防犯灯 LED化推進事業
- ◆ 太陽光発電補助事業

関連計画

- 玉城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間 2025 年～2030 年度、税務住民課）
- 玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（計画期間 2026 年～2030 年度、税務住民課）
- 玉城町再生可能エネルギー計画（2023 年度策定、税務住民課）

関連する SDGs 目標



基本施策

3-4 廃棄物処理

施策のめざす姿

廃棄物の排出抑制やリサイクル化が進み、資源循環型の社会が形成されています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値 2030年
	2019年	2024年	
1人1日あたりのごみ排出量(g)	885	623	623

現状と課題

- 廃棄物処理業務については、伊勢広域環境組合の清掃工場および伊勢クリーンセンターで適正に処理を行っており、令和9（2027）年度には新たな清掃工場の稼働が予定されています。今後は、収集形態の適正化や業務の効率化を図るとともに、伊勢広域環境組合の構成市町と連携し、施設の適切な管理・運営が求められます。
- ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後もごみの減量化や適正な分別方法の周知とともに、リサイクル意識の向上を図る必要があります。

施策の内容

(1) 廃棄物収集・処理体制の検討

- ① 効率的なごみの収集体制を構築するため、収集形態の適正化を図ります。
- ② 適正な処理体制の確保のため、伊勢広域環境組合の構成市町と連携し、処理施設の維持管理を推進します。

【主な事業】

- ◆ ごみ収集体制適正化事業
- ◆ 処理施設の維持管理

(2) ごみ減量化の推進

- ① 持続可能な循環型社会を形成するため、ごみの適正な分別方法の周知やごみ減量化に関する啓発活動等を通じてごみの排出抑制を図ります。
- ② 各地区の再生資源回収団体に対して、継続的な支援を行い、資源リサイクルの促進を図ります。

【主な事業】

- ◆ 生ごみ処理機購入補助事業
- ◆ 資源ごみ集団回収の補助事業

関連計画

- 一般廃棄物処理基本計画（計画期間 2015～2029 年度、税務住民課）

関連する SDGs 目標



基本施策

3-5 上下水道

施策のめざす姿

水道及び下水道の健全な管理や運営により、安全安心な水の安定供給や快適な生活環境が保たれています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
「上水道が維持管理され、安定して供給されていること」の満足度 (%)	61. 9	55. 6	70. 0
生活排水処理施設整備率（公共、農集、浄化槽）(%)	97. 6	99. 6	99. 6
公共下水道の接続率 (%)	77. 9	83. 6	95. 1
農業集落排水の接続率 (%)	93. 2	96. 5	97. 8

現状と課題

- 上下水道施設の老朽化に加え、人口減少に伴う収入の減少などにより、上下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。こうした状況の中、施設の更新や耐震化を計画的かつ効率的に進め、持続可能な事業の運営を確保することが求められます。
- 下水道施設では、今後、更新需要の増加が見込まれます。施設の長寿命化に向けて、定期的な点検や診断を行い、予防的な観点から計画的に修繕を進めが必要です。
- 下水道の利用が可能となった地域では、戸別訪問による啓発活動を実施しており、一定の成果が見られます。今後は、さらなる普及促進に向けて、啓発活動の継続と工夫が求められます。
- 下水道認可区域や農業集落排水事業区域外では、生活排水の適正な処理を図るため、くみ取り式トイレから合併処理浄化槽への転換が求められています。そのため、合併処理浄化槽の普及啓発や、使用方法に関する指導等の取り組みが必要です。
- 将来の人口減少や水使用量の減少が見込まれる中、上下水道事業の持続可能な経営を確保するためには、施設の更新や投資を中長期的に計画し、効率的な事業運営を図る必要があります。

施策の内容

(1) 安全でおいしい水の安定供給の推進

- ① 水の安定的な供給を確保するため、老朽化した水道施設の更新および耐震化を、効率的かつ計画的に実施し、持続可能な水道事業の運営を図ります。

【主な事業】

- ◆ 水道施設更新事業

(2) 下水道施設の維持管理と長寿命化推進

- ① 下水道施設の機能を安定的に維持するため、定期的な点検・診断を実施し、既存施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

【主な事業】

- ◆ 社会資本総合整備交付金事業
- ◆ ストックマネジメント事業
- ◆ 防災安全交付金事業
- ◆ 農村整備事業

重点

重点

重点

◆ 農村整備事業

(3) 下水道利用の普及推進

- ① 公共水域の水質保全や持続可能な下水道事業の運営に向けて、下水道未接続世帯への積極的な訪問・啓発等を実施し、下水道接続率及び下水道利用者数の向上に努めます。

【主な事業】

- ◆ 下水道の普及推進事業

重点

(4) し尿・生活排水の適正処理

- ① 下水道認可区域外及び農業集落排水事業区域外において、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水の適正処理を図ります。
- ② 合併処理浄化槽の普及啓発や使用方法の指導を通じて、適正な維持管理を図り、生活排水の適正処理を推進します。

【主な事業】

- ◆ 合併処理浄化槽設置補助事業

(5) 経営の安定化

- ① 中長期的な投資や財政計画を踏まえて経営戦略を策定し、経営の安定化に取り組むことで、持続可能な事業経営を図ります。
- ② 水道事業の持続可能な経営を確保するために、経営基盤の強化を図ります。

【主な事業】

- ◆ 経営戦略策定
- ◆ ストックマネジメント事業

重点

関連計画

- 下水道事業計画変更（計画期間 2021～2026 年度、上下水道課）
- 玉城町水道事業経営戦略（2025 年度策定、上下水道課）
- 玉城町公共下水道事業経営戦略（2025 年度策定、上下水道課）
- 玉城町農業集落排水事業経営戦略（2025 年度策定 上下水道課）
- 玉城町下水道ストックマネジメント計画（2017 年度策定 上下水道課）
- 農業集落排水事業機能強化事業計画（計画期間 2023～2026 年度 上下水道課）
- 玉城町一般廃棄物処理基本計画（計画期間 2014～2029 年度、税務住民課）

関連する SDGs 目標



将来目標4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

基本施策

4-1 市街地・住環境

施策のめざす姿

計画的な土地利用の推進により、自然環境や田園環境の保全を図りつつ、経済活動が活発な市街地や、安全で快適な生活ができる質の高い住環境が形成されています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
地籍調査の実施済面積 (km ²)	1.09	1.17	1.39
「安心で快適な住まいが供給されていること」の満足度 (%)	35.4	33.1	45.0
「公園・広場・緑地が整っていること」の満足度 (%)	23.4	23.3	30.0

現状と課題

- これまでも、都市計画基礎調査、都市計画マスタープランに基づく総合的かつ計画的な土地利用誘導をおこなっていますが、今後も立地適正化計画等を活用した、戦略的な土地利用誘導が必要です。
- 地籍調査はこれまでも計画的に実施していますが、今後はさらに所有者の異動等が進むことが予測されるため、将来的な土地の有効活用、適正利用に向けた、調査を引き続き精力的に進めることができます。
- 1,000 m²以上の宅地開発や太陽光発電施設などの開発行為に対して、玉城町では開発指導要綱に基づき指導を行っています。新型コロナ感染拡大期以降、新規開発は減少していますが、既存の住宅地や農地等との調和を図りながら、魅力的な市街地形成につなげるため、今後も引き続き、開発指導の適切な実施が必要です。
- 町営住宅は3棟84戸あり、建物の老朽化及び入居者の高齢化に対応するための必要な修繕等を行っています。今後も施設・設備等の改善、維持管理等を行うとともに、入居希望者数の減少も見られることから、今後の町営住宅のあり方について検討が必要です。
- 玉城町空家等対策計画を策定し、空家等対策推進協議会を通じて行政と民間事業者等との連携による取組をおこなっており、空家の状況については、自治区や民間事業者との連携により情報更新しながら、台帳管理を行っています。今後も空家等の増加が

予測されることから、空家等の適正管理や利活用に向けた施策のさらなる推進が必要です。

- 公園については、都市計画公園として県営大仏山公園が設置され、近隣住民の意見を踏まえた再整備に取り組んでいます。その他にも集落や住宅地内に遊び場・広場として設置され、地域と協力して管理を行っています。今後に向けて多世代の住民ニーズを踏まえた公園のあり方や再整備等の検討が必要です。

施策の内容

(1) 計画的な土地利用の推進

- ① 国土利用計画等との調整を図りながら、都市計画マスターplan及び立地適正化計画に基づき、安全・快適な生活、活発な経済活動を支える計画的な土地利用を推進します。
- ② 地籍調査の計画的な実施により土地の筆界や所有者等の状況を明確にし、次代にわたる土地の適正かつ有効的な活用を推進します。

【主な事業】

- ◆ 都市計画基礎調査事業
- ◆ 地籍調査事業

重点

(2) 適切な開発の誘導・調整

- ① 関係機関との連携による適切な開発指導等により、自然環境や居住環境等に配慮した適切な開発を誘導します。
- ② 三重県景観計画に基づく開発及び建築行為への指導・助言等を通じて、自然環境や田園環境の保全、玉城町らしい魅力的な景観の保全・形成を図ります。

【主な事業】

- ◆ 開発指導要綱の見直しと適切な指導
- ◆ 景観形成基準に基づく開発及び建築への指導・助言

(3) 町営住宅の適正管理

- ① 施設の老朽化、入居者の高齢化に対応するため、町営住宅の計画的な管理・修繕等を行うとともに、住民ニーズ等を踏まえた今後の町営住宅のあり方を検討します。

【主な事業】

- ◆ 町営住宅のあり方検討

(4) 空家対策の推進と移住促進に向けた空家の活用

- ① 空家等対策推進協議会と連携した空家対策等を強化し、台帳管理により空家等の状況を把握するとともに、所有者による空家等の適切な管理を促進します。
- ② 空家バンク制度の活用、空家リフォーム助成等の支援の充実を通じて、移住促進に貢献する空家活用を促進します。

【主な事業】

- ◆ 空家等対策事業 重点 ◆ 空家等活用支援事業 重点

(5) 公園整備の推進及び管理運営体制の充実

- ① 公園施設の適切な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザインによる改修等により、誰もが安全・快適に利用でき、住民のふれあいの場となる公園とします。
- ② 県営大仏山公園については、三重県及び1市3町の連携により、住民の意見を踏まえた再整備を進めます。
- ③ 愛着を持った公園利用や維持管理ができるよう、地域住民と行政との協働による公園の管理体制づくりを進めます。

【主な事業】

- ◆ 大仏山公園整備事業 重点
◆ 定期的な施設整備や維持管理の拡充

関連計画

- 玉城町都市計画マスタープラン（2021年度策定、建設課）
- 玉城町立地適正化計画（2026年度策定予定、建設課）
- 玉城町空家等対策計画（計画期間 2025～2029年度）、まちづくり推進課）
- 玉城町公共施設等総合管理計画（2022年度改訂、まちづくり推進課）

関連する SDGs 目標



基本施策

4-2 道路・河川

施策のめざす姿

安全・快適に移動できる道路環境が整っています。

水害対策や環境美化活動により、安全安心で魅力的な河川環境が形成されています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
幹線道路の整備率 (%)	52.9	54.5	56.2
橋梁（橋長 2 m 以上）の修繕実施数 (累積箇所)	21	32	50
「たまき水辺の楽校」におけるイベント開催数	–	6	10

現状と課題

- 玉城町の道路体系を充実するため、都市計画道路の未整備区間の整備を進めており、町道中楽朝久田線の全線開通に向けた取組が必要です。
- 道路や橋梁の維持管理については、主要橋梁の耐震補強等の対策は終了していますが、その他の道路や橋梁についても適切な時期における修繕を行い、限られた予算の中で効果的かつ効率的長寿命化を図ることが必要です。
- 平成 29 年の台風 21 号の大雨により発生した、外城田川の氾濫等による甚大な浸水被害を踏まえ、安全で安心な河川整備、治水対策を進め、今後も継続して行います。
- 河川を活かした地域の賑わい創出を目指し、令和 5 年度に「玉城町かわまちづくり計画」が国土交通省に登録されました。計画に基づき昼田地区の宮川堤防沿いに「たまき水辺の楽校」を整備しており、環境学習や各種イベント等により、さらに活用していきます。

施策の内容

(1) 幹線道路の整備の推進

- ① 都市計画道路の未整備区間の整備等により、道路体系の充実を図ります。
- ② 町道の拡幅整備等の推進により、円滑な道路交通の確保等を図ります。
- ③ 県への要望等により通学指定道路等の拡幅整備を推進し、歩行者や自転車が安全安心に通行できる歩行環境の確保等を図ります。

【主な事業】

- ◆ 都市計画道路整備事業 重点
- ◆ 通学指定道路整備事業 重点
- ◆ 町道道路整備事業 重点

(2) 道路維持修繕の推進

- ① 舗装管理計画に基づく緊急性・重要性の高い箇所からの舗装修繕等により、道路の効果的かつ効率的な維持管理を進めます。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施、計画的な修繕等により、長寿命化を図ります。
- ③ 主要橋梁において耐震補強及び落橋防止等の対策を実施します。

【主な事業】

- ◆ 道路舗装管理推進事業
- ◆ 橋梁長寿命化及び耐震化事業 重点

(3) 河川整備の推進

- ① 水害を最小限に止めるため、外城田川をはじめ町内河川の計画的な整備や維持管理を引き続き推進します。

【主な事業】

- ◆ 河川整備事業 重点
- ◆ 災害防止対策推進事業 重点

(4) 道路・河川の美化推進

- ① 自然環境保全の意識高揚を図るため、住民や事業者に対し、身近な道路及び河川などにおける環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

【主な事業】

- ◆ 道路美化活動、河川美化活動

(5) 水辺環境の活用推進

- ① かわまちづくり計画に基づき、「たまき水辺の楽校」をはじめとする水辺空間を活用した地域の賑わいづくりを推進します。

【主な事業】

- ◆ たまき水辺の楽校活用事業

関連計画

- 舗装の個別施設計画（計画期間 2020～2029 年度、建設課）
- 橋梁長寿命化修繕計画（計画期間 2017～2026 年度、建設課）
- 外城田川治水整備計画（2019 年度策定、建設課）
- 玉城町かわまちづくり計画（2023 年度登録、建設課）
- 玉城町国土強靭化地域計画（2020 年度策定、まちづくり推進課）

関連する SDGs 目標



基本施策

4-3 公共交通

施策のめざす姿

住民の日常生活に必要な交通手段が確保され、高齢者などの交通弱者も含め、誰もが外出できる環境が整っています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019年	2024年	
元気バス利用者数（人）	24,076	18,579	27,000

現状と課題

- 町内の移動手段としてオンデマンド方式による「元気バス」を運行し、高齢者等の外出支援やコミュニティの醸成、また医療費抑制など一定の効果が確認できています。新型コロナの感染拡大の影響により利用者数の減少が見られましたが、今後も利便性向上により利用者数の増加を図るとともに、予約方法に電話だけでなくネット（web、スマートフォン）も追加していることから、その周知等が必要です。
- 車を利用できない方の買い物や通院、通学、今後運転できなくなる高齢者の生活を支える交通環境を整えるため、より身近な移動手段である鉄道・バス輸送の維持、確保に取り組むとともに、新たな移動手段の検討も必要です。
- ＪＲ田丸駅は交流施設を併設した新駅舎が開設し、町民の新たなコミュニティの場としても機能していますが、今後も新駅舎の有効活用を図るとともに、田丸駅のさらなる利便性向上により、ＪＲ参宮線の利用者数の増加を図ることが必要です。

施策の内容

(1) 元気バスの利便性の向上

- ① 利用実績と住民のニーズを分析し、近隣市町への乗り継ぎや多様化するニーズへの対応など、利便性の高い移動手段となるように、元気バスのあり方及び運行方法等について検討します。
- ② 社会福祉協議会等と連携して、高齢者を中心に元気バスの予約におけるネット（web、スマートフォン）利用の普及拡大を図ります。

【主な事業】

- ◆ 元気バス運行事業
- ◆ 元気バスの見直し検討

(2) 新たな移動手段の導入検討

- ① 自動運転や乗り合いタクシー、新たな技術を活かした次世代型交通等の導入による新たな移動手段の可能性を検討します。

【主な事業】

- ◆ 新たな交通体系の構築

(3) 鉄道・バスの利便性の向上

- ① 新たに整備された田丸駅の駅舎について、観光及び町民コミュニティの拠点として、さらなる有効活用を図ります。
- ② 快速みえの田丸駅停車本数の増加、南出入口の開設等、JR東海への要望により、JR参宮線の利便性向上を図ります。
- ③ 伊勢市と連携し、路線バス伊勢玉城線の利用を促進します。

【主な事業】

- ◆ JR東海への継続した要望の実施
- ◆ JR田丸駅の駅舎保存・利活用事業 重点
- ◆ 路線バス運行事業

関連する SDGs 目標



基本施策

4-4 農林業

施策のめざす姿

多様な担い手が元気に農業を営み、安全・安心な農作物をつくりだし、農業経営の収益力を高め、玉城町の農地を守っていくことを目指します。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
認定農業者数（経営体）	51	79	79
認定農業者等への農地集積率（%）	54.4	67.3	67.3
新規就農者数（累積人数）※1	4	8	12

※1：2019 年は 2014 年から 2019 年までの新規就農者数の実績

現状と課題

- 農林漁業者の所得向上を目的に国は、6 次産業化を推進してきましたが、令和 4 年度以降は、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、地域資源の活用による付加価値創出と所得・雇用の確保へと支援の重点が移っています。
- 最近の気候変動による農業への影響が深刻になっていることから、農産物の安定生産の確保に向けた気候変動対応が必要となっています。
- 農業の持続性を高めるため、将来の農業の担い手人材の確保・育成を図るとともに、意欲ある小規模兼業農家等が営農を継続できる環境を整えることが必要です。
- 農地や水路等の老朽化する農業生産基盤の維持・改善が必要であるとともに、防災・減災・強靭化対策が必要です。
- 農業の生産基盤や農家の生活環境の整備、獣害対策の推進など、農村に安心して住み続けるための対策が必要です。
- 玉城町の特産品の主力となっている町産農産物等のさらなる魅力発信を図るとともに、販路拡大に取り組む必要があります。
- 有機農業をはじめとする、環境への負荷の低減につながる農業の取り組み拡大が求められています。
- 森林環境譲与税・みえ森と緑の県民税を活用し、災害に強い森林づくり、町全体で森林を支える社会づくりを進めることができます。
- クマの被害が全国的に拡大しており、対策が必要です。

施策の内容

(1) 担い手と営農組織の確保及び支援

- ① J Aや県農業改良普及センター等と連携した情報提供、技術指導等により、新たな担い手の確保、新規就農者の増加を図るとともに、既存農業者も含めた農業経営の安定化を促進します。
- ② 農業の省力化や農産物の高品質化、生産技術の継承等につながる農業DXを、農業者と連携して推進します。

【主な事業】

- | | | | |
|--------------------------|----|----------------|----|
| ◆ 認定農業者支援事業 | 重点 | ◆ 新規就農者支援事業 | 重点 |
| ◆ 兼業農家支援事業 | 重点 | ◆ 短時間農業バイト応援事業 | |
| ◆ 後継者対策支援事業 | | ◆ 営農振興事業 | |
| ◆ 農業デジタルトランスフォーメーション推進事業 | | | |

(2) 産地化・ブランド化の推進

- ① 国や県等の補助事業や融資制度を活用し、農業者の施設整備や農業経営を支援することにより、いちご等の施設野菜栽培、柿等の果樹栽培、松阪牛・玉城産豚等の畜産について、産地基盤の強化に継続的に取り組みます。
- ② 水田や遊休農地を活用した新たな高収益作物の栽培の支援により、新たな農作物の産地創生を目指します。
- ③ 農産物の効果的なPR活動の展開やブランド化等に取り組む農業者の支援等を通じて、玉城町産の農産物の知名度向上、新たな特産物の創出を図ります。

【主な事業】

- | | | |
|-----------------|------------|----|
| ◆ 産地基盤強化事業 | ◆ 販路拡大支援事業 | 重点 |
| ◆ 地域ブランド認知度向上事業 | 重点 | |
| ◆ 高収益作物栽培支援事業 | 重点 | |
| ◆ 畜産農家健全経営支援事業 | 重点 | |
| ◆ 地域商社支援事業 | | |

(3) 食農教育の推進

- ① 学校給食、町内飲食店等における地元農産物の利用推進を図るとともに、農業体験等を通じて農業の多面的な機能への理解促進を図ります。

【主な事業】

- | | |
|-----------------|-------------|
| ◆ 地元農産物給食利用推進事業 | ◆ 農業体験等実施事業 |
| ◆ みえの安心食材の推進事業 | |

(4) 効率的な農地利用と農業基盤の整備

- ① 持続的な農業を実現するため、地域計画に基づき、農地の効率的活用及び地域農業の担い手の確保を図ります。
- ② 多面的機能支払交付金を活用した支援等を通じて、農地の多面的機能の維持・発揮につながる共同活動を促進します。
- ③ 効率的な農地利用を促進するため、農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減を図ります。
- ④ 農地の保全を図るため、関係機関と連携して各種事業を活用し、耕作放棄地の増加防止・再生に努めるとともに、水田の有効利用を図ります。
- ⑤ 用水路のパイプライン化と適切な維持・管理、老朽化する農道の改修など、農業の基盤整備を進めるとともに、ため池等の防災対策を推進します。

【主な事業】

- ◆ 地域担い手への農地集積・集約事業 重点
- ◆ 多面的機能活動組織支援事業
- ◆ 優良農地保全事業
- ◆ 農業基盤整備事業 重点
- ◆ 水田有効利用事業
- ◆ ため池防災対策事業 重点

(5) みんなで支える森林づくりの推進

- ① 森林環境譲与税・みえ森と緑の県民税の活用により、玉城町版のみんなで支える森林づくりを推進します。
- ② 三重県獣友会玉城支部、玉城町鳥獣害防止総合対策協議会と連携し、農業、林業を鳥獣被害から守る「獣害につよい集落」の育成と、野生鳥獣との共生環境の形成を図ります。

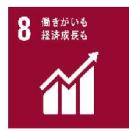
【主な事業】

- ◆ 緑化推進事業
- ◆ 森林整備事業 重点
- ◆ 木とのふれあい創出事業 重点
- ◆ 鳥獣被害防止対策事業 重点

関連計画

- 玉城町食料農業農村計画（計画期間 2021～2030 年度、産業振興課）
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2014 年度策定、産業振興課）
- 玉城町地域の農業の振興に関する計画（産業振興課）
- 玉城町農業振興地域整備計画（産業振興課）
- 玉城町水田フル活用ビジョン（産業振興課）
- 玉城町森林整備計画（計画期間 2019～2029 年度、産業振興課）
- 玉城町鳥獣被害防止計画（計画期間 2023～2025 年度、産業振興課）

関連する SDGs 目



基本施策

4-5 商工業

施策のめざす姿

商工業者がつどい、活気にみちた地域づくりが行われ、魅力あるまちづくりにつながっています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
新規設備投資件数（累積件数）※1	7	26	26
起業支援セミナー等からの新規起業者数（累積人数）	1	17	17
町の行う支援を利用した新規就業者数（累積人数）	0	123	123

※1 玉城町産業振興促進計画より

現状と課題

- 玉城町では半島振興法による税制特例措置を活用した企業立地優遇制度を設け、企業が町内に進出しやすい取組を積極的に進めてきました。今後も産業振興及び雇用確保のための新たな企業誘致が必要です。
- 従来から地域に立地する事業所や店舗については、経済情勢の変化への対応や、事業主の高齢化による後継者の確保、継業が課題となっており、そのために経営基盤の強化、後継者等の育成支援が必要です。
- 産業の持続的な発展に向け、ふるさと納税返礼品の充実、デジタル地域通貨「たまネー」による町内消費拡大に取り組んでいますが、これらに加えて起業支援等による新たなビジネスの創出、多様な働き場の確保等も必要です。

施策の内容

(1) 企業誘致の促進

- ① 企業誘致ゾーンを広く紹介するとともに、農業や住宅地との調和等の土地利用調整を行いながら企業立地を進めることにより、企業誘致を促進します。

【主な事業】

- ◆ 企業誘致推進事業

(2) 地元事業所・店舗の発展

- ① 玉城町商工会を通じて経営改善指導、後継者育成、事業承継等を支援し、町内に従来から立地する事業所や店舗の発展を促進します。
- ② イベント開催、ふるさと納税返礼品、地域特産品開発等を通じて、町内外への発信を積極的に行い、商工業の活性化を図ります。

【主な事業】

- ◆ 商工会指導力向上支援 ◆ 商工会との連携強化事業 重点

(3) 起業の促進

- ① 起業セミナーの実施、創業支援スペースの確保等による新規起業者への支援を行い、町内における起業を促進します。

【主な事業】

- ◆ 起業促進事業 ◆ チャレンジショップ事業

(4) 多様な働く場の確保

- ① 女性、高齢者、障がい者等も含めた多様な働き方ができるように、企業等と連携して、町内における雇用創出・拡大を図ります。

【主な事業】

- ◆ 就業支援事業 ◆ 生涯現役促進事業 重点

関連計画

- 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画（計画期間 2025～2026 年度、産業振興課）
- 玉城町産業振興促進計画（計画期間 2025～2029 年度、産業振興課）

関連する SDGs 目



基本施策 4-6 観光・交流

施策のめざす姿

「旅行者よし・事業者よし・地域住民よし」の持続可能な観光地になることにより、「訪れてよし・働いてよし・住んでよし」の玉城町が実現しています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
観光レクリエーション入込客数（人）※1	265,901	245,150	300,000

※ 1：観光レクリエーション入込客数推計書、観光客実態調査報告書（三重県）

現状と課題

- 玉城町には豊かな田園・山・川・温泉などの美しい自然環境、史跡・旧跡などの歴史的文化財、農業を核とした地域産業や豊富な食材等、地域資源・観光資源が多く存在することから、それらを磨き上げて発信し、様々な旅行ニーズに対応した観光メニューの開発が必要です。
- 特産品の魅力を再認識し、新たな価値を付加しながら、売り先を見込んだ流通に乗せる仕組みづくりが必要です。特に、米・柿・いちご・ぶどう等の農産品、しめなわ・擬革紙等の工芸品を活用した商品開発や情報発信による玉城ブランドの確立が必要です。
- 観光振興に関しては、観光関連団体や事業者のみならず、町民一人ひとりが町の魅力を認識し、自信や誇り、愛着を持つことが必要です。地域探訪や人材育成の活動とともに、観光客の快適な滞在環境の整備が必要です。
- 観光には様々な産業や分野が関係することから、観光振興の推進に関わる個人、団体が世代や業種・業態などを超えて相互に連携することが必要です。

施策の内容

(1) 観光資源の発掘と魅力向上

- ① 地域の住民のみが知る名所や身近な自然資源等の発掘、歴史・文化遺産の魅力の発信等により、新たな観光資源の発掘・整備につなげます。
- ② 四季を通じて楽しめる魅力の創出、周遊観光コースの提案、史跡・旧跡や文化財・神社仏閣の活用を図るとともに、これらを御朱印、アニメ、インバウンド等の観光トレンドとも連携させながら、玉城町の観光魅力の向上を図ります。
- ③ 宿泊型メニュー、アグリツーリズム・グリーンツーリズム・ガーデンツーリズム、スポーツツーリズム、産業ツーリズムの推進により、滞在型観光メニューの開発を推進します。
- ④ 田丸城跡を中心に、季節ごとの魅力を生かしたイベントを開発する等により、年間を通じた観光の促進を図ります

【主な事業】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◆ わが町を知る活動事業 | ◆ 滞在型観光メニュー開発事業 |
| ◆ 歴史・文化遺産魅力向上・発信事業 | |
| ◆ ツーリズム推進事業 | ◆ 周遊観光コース提案事業 |
| ◆ 季節ごとのイベント開発事業 | |

(2) 特產品の振興

- ① 特產品を活用した土產品等の開発、玉城ブランドの確立を図るとともに、イベント等と連携して特產品の発信・PRを推進します。
- ② ふるさと納税返礼品やECサイトの活用、首都方面での物産展や観光イベントへの参加、海外への情報発信等、多様な方法により特產品を発信し、販売する仕組みを構築します。
- ③ 「フルーツの里」ならではの収穫体験、加工品開発を通じた特產品振興とともに、「フルーツの里」の知名度向上を図ります。

【主な事業】

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ◆ 玉城ブランド taste of tamaki 認定・活用事業 | |
| ◆ 特產品流通・販路構築事業 | ◆ 「フルーツの里」推進事業 |

(3) 情報発信とニーズの把握

- ① SNS・インターネットを活用して効果的に観光情報を発信するとともに、情報発信の頻度を増やし、観光協会との連携等により、発信内容の工夫・充実を図ります。
- ② 町広報紙や町・町観光協会ホームページへの掲載、町内の公共施設・観光施設における発信、観光事業者等を通じた発信等、多様な施設・機関等と連携した観光情報の発信を推進します。
- ③ 玉城町の観光の状況を正確に把握し、観光振興施策に反映させるため、各種の観光調査を定期的に実施します。

【主な事業】

- ◆ SNS・インターネット活用発信事業
- ◆ 町広報紙・ホームページ活用発信事業
- ◆ 観光事業者・観光施設等連携事業 ◆ 観光入込客数等調査事業

(4) 受入基盤の整備

- ① 観光の魅力発信・案内を担う人材の募集・育成を図るとともに、人材育成に向けた魅力探訪ツアー、おもてなし講習会等の開催を促進します。
- ② 田丸駅の案内所の充実、観光情報看板の設置等により観光案内機能の強化を図るとともに、町内の観光施設について、より有効に活用するため、適切な整備や維持管理を行います。
- ③ 観光客の利用に資するための二次交通手段の整備を図るとともに、観光施設周辺におけるバリアフリー環境の整備を推進します。

【主な事業】

- ◆ 情報発信事業 ◆ シティプロモーション事業

(5) 協働・連携の体制づくり

- ① 玉城町観光協会の組織強化を図ると共に、連携することにより、観光情報の発信、観光振興事業を効果的に展開します。
- ② 地域の多様な関係者と協働し、持続的な観光誘客や消費拡大を推進するため、地域全体の観光マネジメント、観光地域づくりを行う仕組み構築を検討します。
- ③ 三重県、三重県観光連携、伊勢志摩観光コンベンション、近隣市町・姉妹都市等と連携し、広域による観光振興、周遊観光の推進を図ります。
- ④ 観光案内機能の充実を図るため、観光案内ボランティアの人材育成・募集に取り組むとともに、観光資源の発信・磨き上げのため、観光関連団体や学校等との連携を図ります。

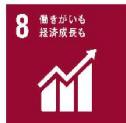
【主な事業】

- ◆ 玉城町観光協会強化・連携事業 ◆ 広域観光関連団体連携事業
- ◆ 三重テラス活用事業
- ◆ 観光ボランティア育成・活用事業

関連計画

- 玉城町観光振興計画（計画期間 2026～2030 年度、産業振興課）

関連する SDGs 目標



将来目標5 ともにつくる効率的な地域運営のまち

基本施策

5-1 住民・事業者・行政との協働

施策のめざす姿

住民・事業者・行政が一緒に考え、連携し、行動する、協働のまちづくりに取り組んでいます。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	2030 年
「行政と協働したまちづくりが行われていること」の満足度 (%)	16.4	18.9	20.0

現状と課題

- 広報紙やホームページ等は、より見やすくなるように工夫を凝らし編集しています。また、LINE 等の SNS についても情報発信に積極的に活用しています。今後も必要な情報を町民に適切なタイミングで届けることが必要です。
- 住民活動の支援については、これまでの自治区との協働に重点をおいて取り組んできましたが、自治区に加入しない住民の増加とともに、多様なグループやつながりによる住民活動も活発化していることから、これらの住民活動に補助金交付等による支援を行っています。今後も技術的助言や広報等の多様な支援による活動の自立・自走の促進が必要です。
- 文書管理及び情報公開については、DX 等も活用した公文書の管理体制の充実を図るとともに、情報公開制度については、制度の周知を図りながら今後も適切な運用を行うことが必要です。
- 多様な地域課題に対応するためには、住民（自治区、ボランティア、NPO など）、事業者、行政の連携による協働のまちづくりをさらに推進することが必要です。

施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙やホームページなどの活用により、情報発信の充実を図ります。
- ② 住民アンケートやパブリックコメント、SNSなどを活用した住民と双方の情報交換を行い、住民の意見を町政に反映するための広聴に取り組みます。

【主な事業】

- ◆ 広報広聴活動
- ◆ 情報公開の推進

(2) 地域の自治活動・住民活動の促進

- ① 玉城町の69自治区における自助・共助の活動を促進するとともに、自治区が今後も持続できるように、地域担当制や交付金等による人的及び資金的な支援を行います。
- ② 転入者及び自治区未加入者に対し、自治区への加入を促進するとともに、自治区や学校区などにおいて自治活動や住民活動の必要性に関する啓発等を行います。また、住民同士の新たなつながりによる多様な活動を促進します。

【主な事業】

- ◆ 地域担当制度による自治区活動支援事業
- ◆ 自治区加入促進

重点

(3) 住民・事業者・行政の積極的な連携・協働の推進

- ① 多様かつ複雑な地域課題に対応していくため、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、共に取り組む「連携・協働」を積極的に進めます。

【主な事業】

- ◆ 地域活動助成事業
- ◆ 協働の推進体制の構築

関連する SDGs 目標



基本施策

5-2 行財政運営

施策のめざす姿

地域の状況を踏まえた行財政運営に持続的に取り組まれ、住民が効率的で質の高い行政サービスを享受しています。

成 果 指 標

指 標	実績値		目標値
	2019 年	2024 年	
経常収支比率（%）※1	74.4	78.0	80.0 以下

※ 1：経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100

現状と課題

- これまで行財政改革に取り組んでおり、今後も持続的に行政サービスの質を維持・向上できるよう、効果的な組織体制を構築していく必要があります。
- 玉城町役場においては、複雑・多様化する行政課題、それに対応した人材育成・確保の重要性が高まっているとともに、管理職と一般職のギャップ、職員間のコミュニケーション不足、働きやすさと働きがいの低下等、組織・職場としての課題も顕在化していることから、組織・職場環境を向上しながら、必要な人材の確保・育成・定着が急務となっています。
- 積極的な改革の取組から健全かつ安定した行財政運営を続けていますが、人口減少や近年の物価高騰等から、今後より一層財政状況が厳しくなることが予想されるため、行政と住民、民間との役割分担を意識しながら、効率化と住民サービス向上を両立させるため、民間のノウハウを活用することが必要です。
- ふるさと納税、国の交付金等を活用し、多様な地域課題に積極的に対応してきましたが、今後も多様な手段による財源確保に取り組む必要があります。また、税や手数料等の収納効率性、住民の利便性を図るため、収納方法の多様化の検討が必要です。
- 行政を取り巻く環境の変化は著しく、日常の行政運営はもとより、様々な社会状況の変化、災害、感染症、サイバー攻撃等の突発的な事態にも、行政として対応できるよう、危機管理の準備が求められます。

施策の内容

(1) 行政運営・行政経営の質の向上

- ① 住民ニーズや社会環境変化への的確な対応のため、職員個人の現場による行動力、判断力を高めながら、責任を明確化した組織体制を構築します。
- ② 施策・事業の評価を的確に行うとともに、計画・評価・予算が連動するシステムを構築し、より効果的で質の高い行政運営を推進します。
- ③ 総コストや費用対効果の視点から施策の重点化を図り、人材や予算の最適配分を図ります。

【主な事業】

- | | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| ◆ 経営の質の向上 | ■ 重点 ■ | ◆ 総合計画の進行管理 | ■ 重点 ■ |
|-----------|--------|-------------|--------|

(2) 町職員の人材の確保・育成

- ① 玉城町が必要とする職員の確保に向け、公務の魅力の発信、経験者や専門人財等の採用、業務委託や国の制度による外部人財の活用等を行います。
- ② 必要とする職員の育成に向け、職場内教育（OJT）等の育成手法の充実、自己啓発の促進等による計画的・体系的に育成するプログラム整備、各種の研修の充実・活用等に取り組みます。
- ③ 人を育てる人事管理に向け、職員の主体的なキャリア形成への支援、人事評価の活用と処遇への反映、管理職による職場内マネジメントの推進、リスキリングやスキルアップにより獲得した知識・技能の人事配置等への反映等に取り組みます。
- ④ 玉城町役場が目指す職場の実現に向け、職員同士の相互理解とコミュニケーション、風通しの良い職場、良好な職場環境づくり、心身の健康管理、ワークライフバランスの推進、職場の学習的風土づくり、職員のエンゲージメントの把握と活用に取り組みます。

【主な事業】

- | | |
|---------|----------------|
| ◆ 人材の確保 | ◆ 人材育成・能力開発 |
| ◆ 人材活用 | ◆ 適切な人事管理・職場改善 |

(3) 行政運営の効率化と利便性の向上

- ① 関係機関及び府内部署間の連携を強化し、共同・共有化できる事業の検討や重複事業の見直しを進めます。
- ② 周辺市町との連携や情報共有化の強化を図り、広域行政による効率的な事務・事業運営に努めます。
- ③ 今後、老朽化が進む公共施設については、施設の再編・統合、企業や地域住民等の民間を活用した管理運営など、公共施設のあり方や運営方法の検討を行います。

【主な事業】

- | | |
|------------|--------------|
| ◆ 広域行政推進事業 | ◆ 公共施設適正管理事業 |
|------------|--------------|

(4) 財政の健全化、財源の確保

- ① 財政運営の健全性を保つため、中長期的な財政計画を策定し、財政状況を住民にもわかりやすく周知し、財政健全化意識の共有を図ります。
- ② ふるさと納税、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど、多様な方法により歳入を確保します。町税、使用料・手数料等の自主財源については、公平性の観点から適正な負担を求め、安定した財源確保につなげます。
- ③ 住民の利便性・効率性向上のため、税・使用料・手数料等の収納手段の多様化を検討します。
- ④ 三重地方税管理回収機構との連携のもと、収納業務の民間委託を含めて滞納整理の強化を図ります。
- ⑤ 国や県の様々な交付金を積極的に活用し、新規事業に対する効果的な財源確保に努めます。
- ⑥ 国の交付金を積極的に活用し、新規事業に対する財源確保に努めます。

【主な事業】

- ◆ 滞納整理の強化
- ◆ 国・県交付金の活用
- ◆ ふるさと納税推進事業

重点

(5) A I ・デジタルなどの新技術の活用

- ① スマート自治体をめざし、デジタル技術を活用した行政事務の効率化、住民サービスの向上を一層推進します。
- ② 安定した持続可能な住民サービスの提供、職員の業務効率化、高度業務への集中を図るため、適切な範囲においてA I（人工知能）等の積極的な活用を試行します。
- ③ 役場に行かなくても在宅で様々な申請・手続きができる「行かない窓口」「書かない窓口」の導入を推進します。

【主な事業】

- ◆ DX化推進事業

重点

(6) 危機管理体制の構築

- ① 様々な社会状況の変化、災害、新規感染症、サイバー攻撃等突発的に発生する事象に対し、平時から危機管理意識を持つとともに、被害の最小化を図りながら必要な行政事務を履行できるよう、B C P（業務継続計画）に基づく迅速な対応を行います。

【主な事業】

- ◆ 危機管理事業

重点

関連計画

- 玉城町公共施設等総合管理計画（計画期間 2017～2056 年度、まちづくり推進課）
- 玉城町公共施設等個別施設計画（計画期間 2021～2056 年度、まちづくり推進課）
- 第 2 期玉城町デジタル化推進計画（計画期間 2026～2030 年度、まちづくり推進課）
- 玉城町人材育成・確保基本方針（令和 6 年度策定、総務防災課）

関連する SDGs 目標



